

# 「2020年 学校現場の働き方改革に関する意識調査」

2020年9月実施

日本教職員組合

# 目 次

序 章 調査の実施概要.....	3
1. 調査の目的.....	3
2. 調査の実施方法.....	3
3. 調査の実施時期.....	3
4. 調査対象者.....	3
5. 調査の回答者数.....	3
6. 調査対象者の構成.....	4
第1章 教職員の労働時間の実態.....	8
1. 教職員の労働時間.....	8
2. 1週間の労働時間の推移.....	18
3. 休憩時間の実態.....	20
第2章 教職員の勤務の把握状況と取り組み.....	21
1. 管理職による教職員の勤務の把握状況.....	21
2. 管理職が把握している勤務時間（在校等時間）の確認.....	25
3. 実際の勤務時間と管理職記録の勤務時間.....	26
第3章 [事務次官通知][改正給特法][勤務時間指針]の周知状況.....	27
1. [事務次官通知][上限ガイドライン][改正給特法]の周知状況.....	27
2. “上限指針等の制定により上限時間が定められた”ことに関する地教委や管理職からの説明.....	31
第4章 夏季休業中の業務負担.....	33
1. 夏季休業中の学校閉庁日.....	33
2. 夏季休業中に取得できた連続休暇日数.....	35
3. 夏季休業における計画通りの休暇取得.....	37
4. 昨年と比べた夏季休業中の業務負担の変化.....	41
第5章 安全衛生委員会と開閉庁時間.....	44
1. 安全衛生委員会の設置状況.....	44
2. 学校の開閉庁時間の設定状況.....	48
3. 留守番電話の設置状況.....	51

## 序 章 調査の実施概要

### 1. 調査の目的

2020年4月1日から改正給特法第7条関連の文科大臣告示（指針）にもとづき、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を在校等時間とすることや、時間外在校等時間を月45時間、年360時間までとする勤務時間の上限規制が適用されている。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症対策により、多くの学校で3月から5月中頃まで学校休業が続き、教育委員会・管理職が勤務時間管理や業務削減について十分にとりくめないうまま、消毒や「新しい生活様式」の指導などの感染症対策に追われる1学期となった。

改正給特法により国の制度は変わったが、「働き方改革」ではその前提として勤務時間に見合った業務削減・定数改善が行われ、新しい制度が学校現場に定着し、誰もが「働き方改革を実感できること」が極めて重要である。

そこで本調査では、教職員が「改革を実感しているのか」、学校現場は「変わったのか」といった現場の声を確認して、「みなさんの声」として、社会に発信するとともに、文科省や教育委員会との交渉・協議に活用し、「実感できる働き方改革」へとつなげることを目的に実施した。

### 2. 調査の実施方法

調査は、紙の調査票を配布せず、Webでのみ行った。

### 3. 調査の実施時期

調査票の企画 2020年8月～9月

調査の実施時期 9月11日～10月12日（1ヶ月）

（Webでの調査票の公開期間）

集計表の作成 10月

### 4. 調査対象者

調査の対象者は、全都道府県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における教職員で、正規教職員だけでなく、臨時的任用教職員、会計年度任用教職員、再任用教職員も入っている。

### 5. 調査の回答者数

調査では3,990人から回答を得た。

## 6. 調査対象者の構成

### (1) 性別構成と年齢構成

性別構成では、「男性」が53.3%、「女性」が45.7%で、2019年調査（男性46.5%、女性53.5%）と比べ「男性」の割合が増えている。

学校種別にみると、「男性」は高等学校（66.7%）と「中学校」（60.2%）で、「女性」は「特別支援学校」（57.1%）と小学校（51.0%）が多い。

また、部活動顧問別では、運動部は「男性」（75.8%）が多く、逆に、文化部は「女性」（56.3%）が多くなっている。

年齢構成をみると、「40代」（30.1%、2019年26.2%）、「50代」（30.9%、2019年24.7%）の占める割合が多い。平均年齢は44.0歳で、2019年（41.3歳）と比べ2.7歳上昇している。

性別に平均年齢をみると、男性が43.3歳、女性が44.8歳である。

学校種別では特別支援学校が47.6歳で最も高く、ついで高等学校の46.3歳となっている。小学校と中学校はそれぞれ43.1歳、44.2歳である（第1表）。

第1表 性別構成と年齢構成

	性別構成			年齢構成						中央値・歳	平均値・歳	件数
	男性	女性	答えたくない	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上			
2020年計	53.3	45.7	0.9	11.2	24.0	30.1	30.9	3.9	44.9	44.0	3990	
(2019年計)	46.5	53.5		20.5	26.6	26.2	24.6	2.1	40.5	41.3	9080	
(2018年計)	44.0	56.0		18.7	23.1	28.0	28.1	2.1	43.5	42.4	11125	
性別	男性	...	...	10.8	28.9	29.3	26.9	4.1	43.5	43.3	2128	
	女性	...	...	11.8	18.4	31.0	35.1	3.7	46.4	44.8	1825	
学校種別	小学校	48.2	51.0	0.8	13.0	25.3	30.4	27.7	3.6	43.8	43.1	2190
	中学校	60.2	39.1	0.8	9.2	25.5	31.6	30.4	3.4	44.9	44.2	1037
	高等学校	66.7	31.8	1.5	9.3	18.8	24.4	41.7	5.8	49.0	46.3	537
	特別支援学校	41.8	57.1	1.1	3.7	15.9	34.4	41.8	4.2	48.8	47.6	189
部活動の顧問別	運動部の顧問	75.8	23.6	0.7	11.9	30.0	28.9	26.8	2.4	42.8	42.6	1163
	文化部の顧問	41.9	56.3	1.8	8.3	15.9	25.7	43.7	6.4	50.0	47.2	327
	顧問はしていない	41.4	57.4	1.1	10.8	20.2	32.8	31.4	4.8	45.8	44.7	900
	学校に部活動は設定されていない	46.1	53.1	0.8	11.5	23.4	30.3	30.9	3.9	45.0	44.0	1600

## (2) 勤務先の学校種、教員・職員、採用形態

勤務先の学校種では、「小学校」が54.9%で最も多いが、2019年(65.9%)より減少し、逆に、「高等学校」が多くなっている(13.5%、2019年7.1%)。また、「中学校」は26.0%で、「特別支援学校」、「幼稚園」はそれぞれ4.7%、0.3%である

性別では、女性は「小学校」が多く、男性の49.6%に対し61.2%となっている。

教員・職員構成では、「教員」が82.2%で8割強を占めている。「教員」以外はいずれも10%未満である(「事務職員」9.8%、「養護教員」5.2%、「栄養教員」1.1%、「実習教員」0.8%、「寄宿舎教員」0.4%、「栄養職員」0.2%、「現業職員」0.1%)。

採用形態では「正規教職員」(94.2%)が圧倒的多数を占めている。これに対し、「臨時的任用教職員」が2.7%、「再任用教職員」が2.2%、「会計年度任用教職員」が0.8%となっている。

こうした勤務先の学校種、教員・職員、採用形態における構成は2019年、2018年調査と大きな違いはない(第2表)。

第2表 勤務先の学校種、教員・職員、採用形態

	勤務先の学校種						教員・職員									採用		
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他	教員	養護教員	栄養教員	事務職員	栄養職員	現業職員	実習教員	寄宿舎教員	その他	正規教職員	臨時的任用教職員	
2020年計	0.3	54.9	26.0	13.5	4.7	0.6	82.2	5.2	1.1	9.8	0.2	0.1	0.8	0.4	0.4	94.2	2.7	
(2019年計)	0.2	65.9	24.0	7.1	2.4	0.4	87.7	5.2	0.7	5.0	0.2	0.1	0.3	0.1	0.6	91.9	6.4	
(2018年計)	0.2	64.3	26.4	6.0	2.7	0.4	87.1	5.3	0.9	5.5	0.1	0.1	0.3	0.3	0.4	93.7	4.8	
性別	男性	0.0	49.6	29.3	16.8	3.7	0.5	91.4	0.0	0.1	7.4	0.0	0.1	0.7	0.2	0.0	94.5	2.3
	女性	0.7	61.2	22.2	9.4	5.9	0.7	71.5	11.1	2.1	12.6	0.3	0.1	0.8	0.7	0.8	93.8	3.2
学校種別	小学校	...	100.0	...	...	...	...	82.8	5.2	1.0	10.5	0.2	...	...	0.3	95.3	2.1	
	中学校	...	...	100.0	...	...	...	77.8	6.4	1.7	13.9	0.1	...	...	0.1	94.7	2.9	
	高等学校	...	...	...	100.0	...	...	87.5	4.1	...	2.0	...	0.2	4.8	1.3	89.6	4.5	
	特別支援学校	...	...	...	...	100.0	...	85.2	1.6	0.5	0.5	0.5	1.1	2.1	8.5	91.5	4.8	
部活動の顧問別	運動部の顧問	...	11.7	57.8	29.1	1.1	0.3	96.0	2.0	0.3	0.5	...	...	1.2	...	95.1	3.3	
	文化部の顧問	...	17.4	34.3	45.6	2.1	0.6	92.4	3.7	0.9	...	...	3.1	...	...	93.0	3.1	
	顧問はしていない	...	58.3	27.6	4.8	7.6	1.8	53.3	10.1	3.0	30.0	0.4	0.2	0.3	1.7	0.9	92.1	2.9
	学校に部活動は設定されていない	0.8	92.0	0.3	0.4	6.3	0.2	86.2	5.1	0.6	7.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.5	94.9	2.2

### (3) 学級担任（教員）

教員について学級担任をしているのかどうかを質問すると、「担任をしている」が 63.0%、「担任をしていない」は 37.0%である。

性別では、「担任をしている」は女性が 73.3%と、男性の 56.1%を上回っている。

学校種別では、「担任をしている」は小学校（73.7%）と特別支援学校（73.3%）が約 4 分の 3 を占めて多い。これに対し、中学校（49.8%）は半数、高等学校（41.1%）は 4 割強である。

採用形態別では、＜担任をしている＞教職員の割合は、正規教職員が 64.3%、臨時的任用教職員が 54.1%、会計年度任用教職員が 9.1%、再任用教職員が 33.3%である。このことから、臨時的任用教職員や再任用教職員がかなりの割合で＜担任をしている＞ことが明らかになっている（第 3 表）。

第 3 表 学級担任（教員）

		担任をしている	担任をしていない	件数
2020年計		63.0	37.0	3278
（2019年計）		72.5	27.5	7966
（2018年計）		74.3	25.7	9693
性別	男性	56.1	43.9	1944
	女性	73.3	26.7	1305
学校種別	小学校	73.7	26.3	1813
	中学校	49.8	50.2	807
	高等学校	41.1	58.9	470
	特別支援学校	73.3	26.7	161
部活動の顧問別	運動部の顧問	53.4	46.6	1117
	文化部の顧問	51.3	48.7	302
	顧問はしていない	60.2	39.8	480
	学校に部活動は設定されていない	74.3	25.7	1379
採用形態別	正規教職員	64.3	35.7	3096
	臨時的任用教職員	54.1	45.9	85
	会計年度任用教職員	9.1	90.9	22
	再任用教職員	33.3	66.7	75

#### (4) 部活動の顧問

部活動の顧問についてみると、「学校に部活動は設定されていない」教職員が40.1%みられる。この結果、部活動のある学校に勤務している教職員は約6割である。このうちの、「運動部の顧問」は29.1%、「文化部の顧問」は8.2%で、「顧問はしていない」は22.6%である。このため＜顧問をしている＞教職員の割合は37.3%となっている。こうした割合は、部活動が設置されている学校（59.9%）に限定してみると、教職員の6割強が顧問する結果となっている。

性別にみると、男性は女性と比べ＜顧問をしている＞人が多く、女性の25.1%に対し47.8%と半数近くを占めている。また、女性は「運動部の顧問」（15.0%）と「文化部の顧問」（10.1%）の割合に目立った違いはないが、男性は「運動部の顧問」（41.4%）が「文化部の顧問」（6.4%）を大きく上回っている。

学校種別にみると、＜顧問をしている＞教職員の割合は、高等学校が90.9%、中学校が75.6%である。また、中学校、高等学校では「文化部の顧問」よりも「運動部の顧問」が多い点の特徴となっている。なお、小学校で＜顧問をしている＞教職員の割合は8.8%である。

また、＜顧問をしている＞教職員の割合は臨時的任用教職員が44.0%、再任用教職員が33.7%となっている。正規ではない教職員が学級担任や部活動の顧問の業務を正規教職員同様に行っている割合がかなり高いことが明らかになっている（第4表）。

第4表 部活動の顧問

		運動部の顧問	文化部の顧問	顧問はしていない	定学校に部活動は設	*顧問をしている	件数
2020年計		29.1	8.2	22.6	40.1	37.3	3990
(2019年計)		23.4	7.3	16.2	53.0	30.7	9080
(2018年計)		26.8	8.7	17.2	47.2	35.6	11125
性別	男性	41.4	6.4	17.5	34.6	47.8	2128
	女性	15.0	10.1	28.3	46.6	25.1	1825
学校種別	小学校	6.2	2.6	24.0	67.2	8.8	2190
	中学校	64.8	10.8	23.9	0.5	75.6	1037
	高等学校	63.1	27.7	8.0	1.1	90.9	537
	特別支援学校	6.9	3.7	36.0	53.4	10.6	189
採用形態別	正規教職員	29.4	8.1	22.1	40.4	37.5	3758
	臨時的任用教職員	34.9	9.2	23.9	32.1	44.0	109
	会計年度任用教職員	3.1	6.3	56.3	34.4	9.4	32
	再任用教職員	20.9	12.8	29.1	37.2	33.7	86

## 第 1 章 教職員の労働時間の実態

本章では、教職員の学校での勤務時間と、持ち帰り業務といえる自宅での仕事時間の実態について確認する。

### 1. 教職員の労働時間

教職員の労働時間を 2020 年 9 月における通常の 1 週間に限定して、学校内の勤務時間と自宅での仕事時間に分けて、勤務日（月～金）と週休日（土・日）について質問した。

#### （1）勤務日における 1 日平均の労働時間

##### ①学校内の勤務時間

- ・ 1 日 4 時間以上の時間外労働従事者が約 4 分の 1（＜12 時間以上＞22.6%）
- ・ 2019 年の勤務時間（平均 10 時間 53 分）と比べ 33 分短縮したが、  
依然として 2 時間 35 分の時間外労働
- ・ 勤務時間の最も長い学校種は中学校（10 時間 44 分）、  
部活動の顧問では運動部顧問が 10 時間 50 分

勤務日（月曜日から金曜日）における学校内の勤務時間（在校等時間）を 1 日平均でみると、所定労働時間の範囲である「8 時間未満」は 4.5%にとどまり、ほぼ全員が時間外労働に従事する実態となっている。特に、1 日 4 時間以上の時間外労働にあたる＜12 時間以上＞は 22.6%と約 4 分の 1 を占め多い（第 1-1 表）。

勤務時間（在校等時間）を平均値でみると、平均 10 時間 20 分である。1 日の所定労働時間（7 時 45 分）を 2 時間 35 分、法定労働時間（8 時間）を 2 時間 20 分上回る長さとなっている。

第 1-1 表 勤務日（月～金）における学校内の勤務時間（1 日平均）

	8 時間未満	8 時間以上	9 時間以上	10 時間以上	11 時間以上	12 時間以上	13 時間以上	14 時間以上	15 時間以上	件数	* 時間外労働をした人の比率	* 1 2 時間以上の比率	平均値・時分
2020年計	4.5	11.9	18.1	24.0	18.8	15.6	4.2	1.9	0.9	3278	95.5	22.6	10:20
(2019年計)	3.3	6.8	12.8	23.0	18.0	21.6	9.8	3.7	1.1	8074	96.7	36.1	10:53
(2018年計)	2.9	6.2	11.9	22.3	19.1	21.3	9.6	4.6	1.9	9997	97.1	37.5	11:01

2019年調査（10時間53分）と比べると33分、2018年（11時間1分）との比較では41分短いことから、学校内の勤務時間（在校等時間）は徐々に短くなっているとみることができ、依然として長時間労働が続く実態に変化はないといえる。

これを学校種別にみても、時間外労働を行っている人が9割を大きく上回る点で共通している。そこで<12時間以上>の比率でみると、運動部顧問が約3分の2を占める中学校が最も多く、33.2%で約3分の1を占めている。また、小学校も21.8%と2割を上回っている。これに対し、高等学校は13.9%で、特別支援学校の場合は2.7%となっている（第1-2表）。

これを平均勤務時間（在校等時間）で示すと、中学校が10時間44分で最も長く、ついで小学校の10時間19分となっている。これに対し、高等学校、特別支援学校は10時間を下回り、それぞれ9時間55分、9時間22分である。

第1-2表 勤務日（月～金）における学校内の勤務時間（1日平均）

		2020年計											件数	た* 人の 時間 外 労働 をし た 比 率	務* した 1 人 の 2 時 間 以 上 勤 の 比 率	平 均 値 ・ 時 分
		8 時 間 未 満	8 時 間 以 上	9 時 間 以 上	1 0 時 間 以 上	1 1 時 間 以 上	1 2 時 間 以 上	1 3 時 間 以 上	1 4 時 間 以 上	1 5 時 間 以 上						
2020年計		4.5	11.9	18.1	24.0	18.8	15.6	4.2	1.9	0.9	3278	95.5	22.6	10:20		
学 校 種 別	小学校	4.3	11.4	17.3	26.1	19.2	15.1	4.0	1.7	0.9	1783	95.7	21.8	10:19		
	中学校	3.4	9.1	15.5	19.2	19.6	21.2	6.9	3.4	1.6	850	96.6	33.2	10:44		
	高等学校	7.5	14.1	21.8	23.8	18.8	12.2	1.3	0.4	...	467	92.5	13.9	9:55		
	特別支援学校	5.4	26.2	31.5	24.2	10.1	2.0	...	0.7	...	149	94.6	2.7	9:22		
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	3.9	5.7	13.9	20.8	21.3	22.5	6.2	4.0	1.7	972	96.1	34.5	10:50		
	文化部の顧問	3.3	10.7	16.9	22.8	22.4	16.9	6.3	0.7	...	272	96.7	23.9	10:29		
	顧問はしていない	7.4	18.8	20.7	23.5	13.9	11.7	3.1	0.8	0.3	720	92.6	15.8	9:51		
	学校に部活動は設定されていない	3.7	12.9	20.1	26.9	18.9	12.3	3.0	1.2	0.8	1314	96.3	17.4	10:11		

学校種別に 2019 年調査と比べると、いずれの学校種でも平均勤務時間（在校等時間）は減少しており、学校種の違いを超えた共通の特徴となっている。減少時間数は中学校で 38 分（2019 年調査 11 時間 22 分）、小学校で 31 分（同 10 時間 50 分）、特別支援学校で 34 分（同 9 時間 56 分）短くなっている。高等学校でも 7 分（同 10 時間 2 分）短くなっているが、わずかな減少にとどまっている（第 1-3 表）。

時間外労働を行っている人が 9 割を上回る特徴は部活動の顧問別にみても共通している。その中で、＜12 時間以上＞の比率は運動部顧問が最も多く、34.5%で約 3 分の 1 を占めている。また、文化部顧問も 23.9%で約 4 分の 1 と多い。これに対し、部活動をしている学校に勤務しているが、自らは顧問をしていない人は 15.8%と少ない。また、小学校の教職員が 9 割を占める部活動のない学校に勤務している人の場合も 17.4%にとどまっている。

これを平均勤務時間（在校等時間）で見ると、最も長い運動部顧問が 10 時間 50 分で、2019 年調査（11 時間 23 分）と比べ 33 分短縮されている。また、文化部顧問の平均勤務時間（在校等時間）も短くなっており、2019 年調査の 10 時間 51 分と比べ 22 分短い 10 時間 29 分である。

一方、部活動のある学校に勤務しているが自らは顧問をしていない人の場合は 9 時間 51 分で最も短く、唯一 10 時間を下回っている。2019 年調査と比べると 32 分短い。また、部活動のない学校に勤務している人は 10 時間 11 分で、2019 年調査年より 38 分短くなっている。

しかし、こうした短縮は新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、部活動や大会の自粛が行われた結果でもあり、この傾向が来年度以降も継続されるとは考えにくい。

第 1-3 表 勤務日（月～金）における学校内の勤務時間（1 日平均）

		2020年計			2019年計			2018年計		
		た* 人時 の間 比外 率 働 を し	務* し1 た2 人時 の間 比 率 上 勤	平 均 値 ・ 時 分	た* 人時 の間 比外 率 働 を し	務* し1 た2 人時 の間 比 率 上 勤	平 均 値 ・ 時 分	た* 人時 の間 比外 率 働 を し	務* し1 た2 人時 の間 比 率 上 勤	平 均 値 ・ 時 分
2020年計		95.5	22.6	10:20	96.7	36.1	10:53	97.1	37.5	11:01
学 校 種 別	小学校	95.7	21.8	10:19	96.7	34.8	10:50	97.3	35.6	10:56
	中学校	96.6	33.2	10:44	97.6	48.6	11:22	97.4	50.2	11:31
	高等学校	92.5	13.9	9:55	94.4	14.9	10:02	95.5	16.0	10:12
	特別支援学校	94.6	2.7	9:22	96.4	11.9	9:56	94.0	5.2	9:40
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	96.1	34.5	10:50	97.7	48.9	11:23	97.7	52.6	11:37
	文化部の顧問	96.7	23.9	10:29	96.0	33.2	10:51	97.9	41.2	11:10
	顧問はしていない	92.6	15.8	9:51	95.7	26.1	10:23	94.8	25.2	10:22
	学校に部活動は設定されていない	96.3	17.4	10:11	96.6	33.6	10:49	97.4	32.4	10:51

## ②自宅での仕事時間

- ・過半数の人が勤務日に自宅で仕事、平均仕事時間は39分で、2019年と比べ10分短縮
- ・学校内勤務時間と自宅仕事時間とを合わせた1日の平均労働時間は10時間59分、

2019年と比べ43分短縮

勤務日（月曜日から金曜日）における自宅での仕事時間を1日平均でみると、勤務日は自宅で仕事をしない「0時間」の人が44.2%と4割強となっている。2019年調査では35.2%だったことを考えると、勤務日（月曜日から金曜日）に自宅で仕事しない人が9ポイント増加したことになる（第1-4表）。

これに対し、自宅で何らかの仕事をしている人は55.8%（2019年64.8%）で、依然として過半数の人は勤務日に持ち帰り業務をしていることになる。

こうした自宅での仕事時間を分布でみると、「1時間以上」が26.1%で最も多く、これについて「1時間未満」が18.8%となっている。2時間を上回る人は少ないものの、「2時間以上」は7.9%である。なお、「3時間以上」（1.9%）、「4時間以上」（1.0%）はいずれも少数である。

この結果、自宅での仕事時間の平均は39分で、2019年（49分）、2018年（49分）と比べ10分短縮されている。

このように学校内の勤務時間（在校等時間）と同様に、勤務日における自宅での仕事時間も減少する結果となっている。

こうした自宅での仕事時間と学校内勤務時間（在校等時間）を合わせると、勤務日における教職員の労働時間数は10時間59分である。2019年（11時間42分）と比べ43分短く、さらに、2018年（11時間50分）との対比では51分短くなっている。これは、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、大きな学校行事や公開の研究会が自粛されたことなどにより、一時的に業務が縮小、削減されたことが要因と考えられる。

第1-4表 勤務日（月～金）における自宅での仕事時間（1日平均）

	0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	件数	行*自宅での仕事率を	平均値・時分
2020年計	44.2	18.8	26.1	7.9	1.9	1.0	3278	55.8	0:39
(2019年計)	35.2	18.1	30.9	12.1	2.7	1.1	8074	64.8	0:49
(2018年計)	34.2	19.2	31.2	11.5	2.6	1.3	9997	65.8	0:49

学校種別にみても、いずれの学校種でも自宅で仕事をしている人が5～6割を占め、特に、小学校では61.0%と6割に達しており、依然として在校等時間内で仕事を処理しきれずに、自宅に持ち帰らざるを得ない状況が続いている（第1-5表）。

第1-5表 勤務日（月～金）における自宅での仕事時間（1日平均）

		2020年計							件数	行* つた た人の 比率を	平均 値・ 時分
		0 時 間	1 時 間 未 満	1 時 間 以 上	2 時 間 以 上	3 時 間 以 上	4 時 間 以 上				
2020年計		44.2	18.8	26.1	7.9	1.9	1.0	3278	55.8	0:39	
学 校 種 別	小学校	39.0	19.5	29.8	8.9	1.6	1.2	1783	61.0	0:42	
	中学校	51.9	16.2	22.0	6.8	2.2	0.8	850	48.1	0:33	
	高等学校	49.3	18.2	21.6	7.5	2.4	1.1	467	50.7	0:36	
	特別支援学校	48.3	24.2	20.1	4.0	2.7	0.7	149	51.7	0:33	
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	46.4	16.8	25.4	9.3	1.4	0.7	972	53.6	0:37	
	文化部の顧問	40.8	21.0	25.4	5.5	5.5	1.8	272	59.2	0:45	
	顧問はしていない	56.9	16.1	18.5	6.3	1.3	1.0	720	43.1	0:29	
	学校に部活動は設定されていない	36.4	21.3	31.0	8.3	1.9	1.1	1314	63.6	0:44	

これを平均仕事時間でみると、小学校が42分で最も長く、その他の学校種も30分台である。2019年調査と比べいずれの学校種でも短い点が特徴である（第1-6表）。

これを部活動の顧問別にみると、部活動顧問と学校に部活動が設定されていない人で、自宅で仕事をする人が多い。平均仕事時間をみると、文化部顧問が45分、学校に部活動が設定されていない人が44分、そして、運動部顧問が37分となっている。

第1-6表 勤務日（月～金）における自宅での仕事時間（1日平均）

		2020年計		2019年計		2018年計	
		行* つた た人の 比率を	平均 値・ 時分	行* つた た人の 比率を	平均 値・ 時分	行* つた た人の 比率を	平均 値・ 時分
2020年計		55.8	0:39	64.8	0:49	65.8	0:49
学 校 種 別	小学校	61.0	0:42	70.0	0:53	69.5	0:52
	中学校	48.1	0:33	55.3	0:39	59.6	0:43
	高等学校	50.7	0:36	53.3	0:41	58.1	0:42
	特別支援学校	51.7	0:33	55.2	0:43	58.2	0:40
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	53.6	0:37	59.5	0:43	62.4	0:46
	文化部の顧問	59.2	0:45	61.4	0:46	67.6	0:49
	顧問はしていない	43.1	0:29	58.2	0:45	58.9	0:44
	学校に部活動は設定されていない	63.6	0:44	69.7	0:52	69.8	0:52

## (2) 週休日における1日平均の労働時間

### ①学校内の勤務時間（在校等時間）

- ・ 週休日に出勤する教職員が始めて半数を下回る（2019年 54.7%→2020年 48.8%）、  
平均勤務時間（在校等時間）も1時間37分で16分短縮
- ・ 勤務日と同様に、週休日に出勤する人の多い中学校（73.8%）と運動部顧問（83.6%）  
勤務時間（在校等時間）も前者で2時間46分、後方で3時間18分

次に、学校内の週休日（土曜日、日曜日）における勤務時間（在校等時間）をみると（1日平均）、週休日は学校に出勤しない「0時間」が51.2%と5割を上回り、2019年調査（45.3%）からさらに増加する結果となっている。そのため学校内の週休日に出勤する人が始めて半数を下回る結果となっている（第1-7表）。

この結果、平均勤務時間（在校等時間）も2019年調査（1時間53分）から16分短い1時間37分となっている。2018年（2時間5分）との対比では28分短い。このように週休日（土曜日、日曜日）の学校内勤務時間（在校等時間）も、勤務日同様に短くなっている。

第1-7表 週休日（土・日）における学校内の勤務時間（1日平均）

	0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上	件数	勤*週休日 に学 比率で	平均値・時分
2020年計	51.2	2.9	6.3	9.2	9.2	11.0	5.6	2.2	0.5	1.9	3278	48.8	1:37
(2019年計)	45.3	3.4	7.0	10.3	9.1	11.9	5.4	3.9	0.8	3.0	8074	54.7	1:53
(2018年計)	40.7	4.1	7.8	10.1	8.8	12.5	7.1	4.6	1.0	3.3	9997	59.3	2:05

これを学校種別にみると、週休日に出勤している人の最も多い学校種は中学校で、4分の3を占めている（73.8%）。また、中学校について出勤している人の多い学校種が高等学校（63.4%）である。これに対し、小学校は37.4%で4割を下回っている。また、特別支援学校も4.7%と少数である（第1-8表）。

第1-8表 週休日（土・日）における学校内の勤務時間（1日平均）

		2020年計										件数	勤*週休日 に 人の学 比率で	平均値・時分
		0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上			
2020年計		51.2	2.9	6.3	9.2	9.2	11.0	5.6	2.2	0.5	1.9	3278	48.8	1:37
学校種別	小学校	62.6	4.1	7.7	9.4	7.0	4.6	2.7	0.8	0.3	0.8	1783	37.4	0:58
	中学校	26.2	1.2	4.8	11.3	15.4	22.4	11.3	4.1	1.1	2.2	850	73.8	2:46
	高等学校	36.6	2.1	4.7	7.9	10.1	18.4	8.1	4.9	0.6	6.4	467	63.4	2:37
	特別支援学校	95.3	...	2.7	0.7	...	0.7	0.7	...	...	...	149	4.7	0:06
部活動の顧問別	運動部の顧問	16.4	1.3	4.4	12.9	16.3	24.6	13.1	5.3	1.0	4.7	972	83.6	3:18
	文化部の顧問	40.1	2.9	7.0	10.3	10.7	18.4	5.1	1.8	1.5	2.2	272	59.9	2:03
	顧問はしていない	75.3	2.9	5.1	5.6	4.0	3.3	2.1	1.1	0.1	0.4	720	24.7	0:39
	学校に部活動は設定されていない	66.1	4.0	8.1	8.3	6.6	3.5	2.1	0.5	0.2	0.6	1314	33.9	0:50

2019年調査と比べると、いずれの学校種でも週休日に出勤する人が減少している（第1-9表）。

これを平均勤務時間（在校等時間）でみると、中学校が2時間46分で最も長い。中学校の教職員の場合、運動部顧問の多い実態を反映したものといえる。これについて多いのが高等学校の2時間37分である。しかし、部活動のない小学校でも、平均58分出勤している実態がある（特別支援学校は6分）。

これを部活動の顧問別にみると、顧問は週休日に出勤している人が多く、運動部顧問で83.6%と8割を上回り、文化部顧問でも59.9%と6割弱を占めている。2019年調査と比べ運動部顧問（2019年調査89.5%）はやや減少しているが、文化部顧問（同60.4%）では減少する傾向はみられない。

平均勤務時間（在校等時間）では運動部顧問が3時間18分で最も長い。しかし、2019年調査（3時間57分）と比べると39分短縮している。また、文化部顧問も18分短くなっている（2019年調査2時間21分→2019年調査2時間3分）。これは新型コロナウイルス感染症の感染予防対策による自粛の影響があると考えられる。

一方、顧問をしていない人の場合、週休日に出勤している人は24.7%と約4分の1にすぎず、平均勤務時間（在校等時間）も39分で、運動部顧問、文化部顧問と比べ大幅に少ない。同様の傾向は、学校に部活動が設定されていない人でも確認することができる。

この結果から、週休日における部活動のあり方を見直さない限り、部活動顧問の勤務時間（在校等時間）を短縮することは困難といえるだろう。

第1-9表 週休日（土・日）における学校内の勤務時間（1日平均）

		2020年計		2019年計		2018年計	
		勤*務週し休日 た日に 人の学 比率で	平均 値・ 時 分	勤*務週し休日 た日に 人の学 比率で	平均 値・ 時 分	勤*務週し休日 た日に 人の学 比率で	平均 値・ 時 分
2020年計		48.8	1:37	54.7	1:53	59.3	2:05
学校 種 別	小学校	37.4	0:58	44.8	1:13	49.9	1:21
	中学校	73.8	2:46	81.0	3:32	82.6	3:45
	高等学校	63.4	2:37	69.2	2:57	72.1	3:00
	特別支援学校	4.7	0:06	21.6	0:41	22.4	0:28
部 活 動 の 顧 問 別	運動部の顧問	83.6	3:18	89.5	3:57	87.8	3:56
	文化部の顧問	59.9	2:03	60.4	2:21	66.5	2:33
	顧問はしていない	24.7	0:39	36.7	1:00	41.0	1:06
	学校に部活動は設定されていない	33.9	0:50	43.5	1:09	47.9	1:16

## ②自宅での仕事時間

- ・ 過半数が週休日に自宅で仕事（54.3%）
- ・ 仕事時間は1時間3分で、2019年（1時間15分）と比べ12分短縮
- ・ 自宅で仕事をしている人が最も多い小学校（59.3%、平均1時間10分）

次に、週休日における自宅での仕事時間をみると、週休日は自宅で仕事をしないという「0時間」は45.7%で、5割に届かないものの2019年調査（38.5%）と比べ7ポイント増加している。一方、週休日に自宅で仕事をしている人は54.3%で、依然として過半数の人は週休日に自宅で仕事をしている実態が確認できる（第1-10表）。

週休日では学校内勤務時間（在校等時間）と同様に、自宅での仕事時間も減少している。自宅での仕事時間の平均は1時間3分で、2019年（1時間15分）、2018年（1時間16分）と比べ12～13分短い。

この結果、週休日における学校内勤務時間（在校等時間）と自宅仕事時間とを合わせた教職員の労働時間数は1日平均で2時間40分である。2019年（3時間08分）と比べ28分短く、さらに、2018年（3時間21分）との比較では41分短くなっている。週休日の労働時間は始めて3時間を下回った。

第1-10表 週休日（土・日）における自宅で行った仕事時間（1日平均）

	0時間	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	件数	行* つ* た* 自* 宅* 人* の* 比* 率* を	平均値・ 時分
2020年計	45.7	8.1	18.5	14.1	7.5	6.1	3278	54.3	1:03
(2019年計)	38.5	8.1	19.5	17.4	8.7	7.8	8074	61.5	1:15
(2018年計)	37.7	8.4	19.4	18.4	8.1	7.9	9997	62.3	1:16

学校種別にみても、いずれの学校種でも自宅で仕事をしている人が 5 割前後を占めている。特に、小学校では 59.3%と 6 割弱を占めており、平均仕事時間も 1 時間 10 分で最も長い。しかし、その他の学校種でも週休日に自宅で仕事する人が 5 割前後を占める点で共通しており、平均仕事時間も 1 時間前後となっている（第 1-11 表、第 1-12 表）。

第 1-11 表 週休日（土・日）における自宅で行った仕事時間（1 日平均）

		2020年計								
		0 時間	1 時間未満	1 時間以上	2 時間以上	3 時間以上	4 時間以上	件数	行*自宅での仕事率を	平均値・時分
2020年計		45.7	8.1	18.5	14.1	7.5	6.1	3278	54.3	1:03
学校種別	小学校	40.7	7.9	20.9	15.4	8.2	7.0	1783	59.3	1:10
	中学校	53.3	7.4	15.4	12.9	6.7	4.2	850	46.7	0:53
	高等学校	51.8	7.5	16.7	10.5	6.9	6.6	467	48.2	0:57
	特別支援学校	43.6	15.4	13.4	16.1	6.0	5.4	149	56.4	1:00
部活動の顧問別	運動部の顧問	47.8	7.8	19.7	13.3	6.8	4.6	972	52.2	0:58
	文化部の顧問	41.9	8.5	15.4	14.3	9.2	10.7	272	58.1	1:19
	顧問はしていない	57.8	6.5	13.8	12.8	4.7	4.4	720	42.2	0:49
	学校に部活動は設定されていない	38.2	9.1	20.9	15.4	9.2	7.2	1314	61.8	1:13

第 1-12 表 週休日（土・日）における自宅で行った仕事時間（1 日平均）

		2020年計		2019年計		2018年計	
		行*自宅での仕事率を	平均値・時分	行*自宅での仕事率を	平均値・時分	行*自宅での仕事率を	平均値・時分
2020年計		54.3	1:03	61.5	1:15	62.3	1:16
学校種別	小学校	59.3	1:10	66.3	1:23	66.4	1:23
	中学校	46.7	0:53	52.3	0:57	55.1	1:02
	高等学校	48.2	0:57	50.3	1:00	54.6	1:06
	特別支援学校	56.4	1:00	54.1	1:07	54.5	0:53
部活動の顧問別	運動部の顧問	52.2	0:58	54.9	0:59	57.7	1:08
	文化部の顧問	58.1	1:19	61.4	1:23	65.3	1:21
	顧問はしていない	42.2	0:49	55.2	1:04	54.6	1:06
	学校に部活動は設定されていない	61.8	1:13	66.3	1:24	67.1	1:23

こうした週休日に自宅で約1時間の仕事をする傾向は、部活動の顧問別にみても共通している。とりわけ部活動顧問の場合、週休日に学校に出勤する人も多く、そのため学校勤務時間（在校等時間）が長い。これに自宅仕事時間が加わっており、労働時間はきわめて長いといえるだろう。

## 2. 1週間の労働時間の推移

- ・1週間の労働時間は、法定労働時間（40時間）を大幅に上回る60時間15分
- ・減少する労働時間、2019年（64時間46分）と比べ4時間31分、  
2018年（65時間52分）と比べ5時間37分の短縮

勤務日と週休日における勤務時間（在校等時間）と自宅仕事時間とを合計して、1週間の労働時間を算出した。その結果、労働時間は60時間15分に達している。法定労働時間（40時間）を20時間以上上回る勤務の実態といえる。働き方改革が叫ばれる中であっても、教職員の長時間労働が依然として常態化していることが示されている（第1-13表、第1-14表）。

しかしながら、2018年以降、1週間の労働時間は徐々に減少しており、2019年（64時間46分）と比べると4時間31分と短くなっている。2018年（65時間52分）との比較では1週間の労働時間は5時間37分短縮している。

今回調査の範囲では、こうした労働時間短縮の背景を明らかにできないが、理由として考えられる要因として、①比較時期の違い（2019年、2018年は1学期調査、2020年は9月調査）、②大きな学校行事の中止、部活動の大会の中止・規模縮小、③新型コロナの広がりによる勤務時間（在校等時間）や仕事時間への影響、④働き方改革への理解、認識の進展、などがあげられる。今後検討を要する点といえるだろう。

第1-13表 教職員の1週間の労働時間（時：分）

	勤務日（月～金） （1日平均）			週休日（土・日） （1日平均）			1週間の労働時間計		
	（在校内等勤務時間）	自宅仕事時間	勤務日の労働時間	（在校内等勤務時間）	自宅仕事時間	週休日の労働時間	（在校内等勤務時間）計	自宅仕事時間計	週労働時間計
2020年計	10:20	0:39	10:59	1:37	1:03	2:40	54:54	5:21	60:15
（2019年計）	10:53	0:49	11:42	1:53	1:15	3:08	58:11	6:35	64:46
（2018年計）	11:01	0:49	11:50	2:05	1:16	3:21	59:15	6:37	65:52

第1-14表 教職員の1週間の労働時間（時：分）

	勤務日（月～金） （1日平均）			週休日（土・日） （1日平均）			1週間の労働時間計			
	学校内勤務時間	自宅仕事時間	勤務日の労働時間	学校内勤務時間	自宅仕事時間	週休日の労働時間	学校内勤務時間計	自宅仕事時間計	週労働時間計	
2020年計	10:20	0:39	10:59	1:37	1:03	2:40	54:54	5:21	60:15	
学校種別	小学校	10:19	0:42	11:01	0:58	1:10	2:08	53:31	5:50	59:21
	中学校	10:44	0:33	11:17	2:46	0:53	3:39	59:12	4:31	63:43
	高等学校	9:55	0:36	10:31	2:37	0:57	3:34	54:49	4:54	59:43
	特別支援学校	9:22	0:33	9:55	0:06	1:00	1:06	47:02	4:45	51:47
部活動の顧問別	運動部の顧問	10:50	0:37	11:27	3:18	0:58	4:16	60:46	5:01	65:47
	文化部の顧問	10:29	0:45	11:14	2:03	1:19	3:22	56:31	6:23	62:54
	顧問はしていない	9:51	0:29	10:20	0:39	0:49	1:28	50:33	4:03	54:36
	学校に部活動は設定されていない	10:11	0:44	10:55	0:50	1:13	2:03	52:35	6:06	58:41
2019年計	10:53	0:49	11:42	1:53	1:15	3:08	58:11	6:35	64:46	
学校種別	小学校	10:50	0:53	11:43	1:13	1:23	2:36	56:36	7:11	63:47
	中学校	11:22	0:39	12:01	3:32	0:57	4:29	63:54	5:09	69:03
	高等学校	10:02	0:41	10:43	2:57	1:00	3:57	56:04	5:25	61:29
	特別支援学校	9:56	0:43	10:39	0:41	1:07	1:48	51:02	5:49	56:51
部活動の顧問別	運動部の顧問	11:23	0:43	12:06	3:57	0:59	4:56	64:49	5:33	70:22
	文化部の顧問	10:51	0:46	11:37	2:21	1:23	3:44	58:57	6:36	65:33
	顧問はしていない	10:23	0:45	11:08	1:00	1:04	2:04	53:55	5:53	59:48
	学校に部活動は設定されていない	10:49	0:52	11:41	1:09	1:24	2:33	56:23	7:08	63:31
2018年計	11:01	0:49	11:50	2:05	1:16	3:21	59:15	6:37	65:52	
学校種別	小学校	10:56	0:52	11:48	1:21	1:23	2:44	57:22	7:06	64:28
	中学校	11:31	0:43	12:14	3:45	1:02	4:47	65:05	5:39	70:44
	高等学校	10:12	0:42	10:54	3:00	1:06	4:06	57:00	5:42	62:42
	特別支援学校	9:40	0:40	10:20	0:28	0:53	1:21	49:16	5:06	54:22
部活動の顧問別	運動部の顧問	11:37	0:46	12:23	3:56	1:08	5:04	65:57	6:06	72:03
	文化部の顧問	11:10	0:49	11:59	2:33	1:21	3:54	60:56	6:47	67:43
	顧問はしていない	10:22	0:44	11:06	1:06	1:06	2:12	54:02	5:52	59:54
	学校に部活動は設定されていない	10:51	0:52	11:43	1:16	1:23	2:39	56:47	7:06	63:53

### 3. 休憩時間の実態

- ・ 休憩時間がまったく取れない「0分」の人が29.8%、休憩時間は平均15.4分
- ・ 休憩時間「0分」が3割を上回る実態を反映して、  
小学校（11.9分）と中学校（15.1分）で短い休憩時間

今回調査では実際にとれている休憩時間について質問した。その回答から、ほとんどの教職員が休憩時間を取れていない実態が明らかになっている。

休憩時間がまったく取れない「0分」という人が29.8%と3割近くを占め、また、「15分未満」も19.2%と2割弱となっている。この結果、両者を合わせた休憩時間<15分未満>の人がほぼ半数を占めている（第1-15表）。

休憩時間は平均でも15.4分にとどまり、法定休憩時間を大幅に下回る結果となっている。

こうした休憩時間は学校種による違いも大きい。高等学校では平均の休憩時間は29.2分確保しているが、小学校では休憩時間「0分」という人が35.9%を占め、このため平均休憩時間は11.9分にとどまっている。同様に、中学校においても休憩時間「0分」が32.6%と3割を上回っており、休憩時間の平均も15.1分にすぎない。このように小学校、中学校では平均の休憩時間は10分台にとどまるのが実態である。また、特別支援学校でも休憩時間は平均19.6分とほぼ20分にすぎない。

なお、部活動の顧問別では目立った違いはみられなかった。

第1-15表 実際にとれている休憩時間（1日平均）

		0分	15分未満	15分以上	30分以上	45分以上	46分以上	60分以上	無回答	件数	平均休憩時間・分
2020年計		29.8	19.2	22.7	17.9	6.9	0.5	1.2	1.8	3990	15.4
学校種	小学校	35.9	24.1	21.0	12.8	4.0	0.2	0.6	1.4	2190	11.9
	中学校	32.6	15.2	25.8	16.5	5.8	0.5	1.6	1.9	1037	15.1
	高等学校	3.4	7.1	22.7	41.5	17.5	1.5	2.8	3.5	537	29.2
	特別支援学校	20.1	19.0	24.3	18.5	15.3	1.1	...	1.6	189	19.6
部活動の顧問	運動部の顧問	27.7	14.1	21.6	22.4	8.9	0.9	2.1	2.4	1163	18.2
	文化部の顧問	23.2	16.5	22.0	25.4	8.6	0.9	1.5	1.8	327	18.8
	顧問はしていない	25.6	16.6	26.3	19.2	9.0	0.3	1.1	1.9	900	17.2
	学校に部活動は設定されていない	35.2	25.1	21.6	12.4	3.9	0.1	0.4	1.4	1600	11.8

## 第2章 教職員の勤務の把握状況と取り組み

本章では、管理職による教職員の勤務の把握状況とその方法、勤務時間の確認などについてみていくことにする。

### 1. 管理職による教職員の勤務の把握状況

#### (1) 管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握状況

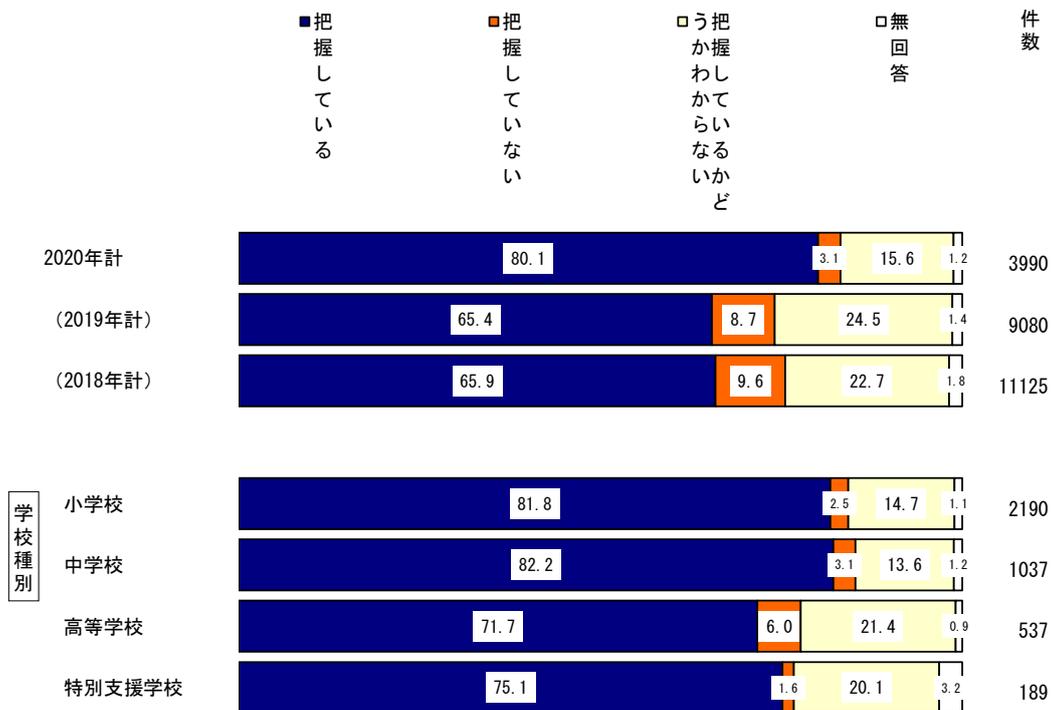
- ・「把握している」(80.1%)が大多数、2019年調査(65.4%)から大きく改善
- ・留意すべき点は「把握しているかどうか分からない」(15.6%)

管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握状況は、「把握している」(80.1%)が8割と大多数を占めている。これに対し、「把握していない」(3.1%)は少数だが、「把握しているかどうか分からない」が15.6%に及んでいる(第2-1図)。

「把握している」は、2018年調査(65.9%)、2019年調査(65.4%)と比べると大きく増加しており、改正給特法の第7条関連である勤務時間の上限規制を背景に、管理職による把握が進んでいることが確認できる。

学校種別にみると、小学校、中学校、特別支援学校で「把握している」が8割前後であるのに対し、高等学校では7割強にとどまっている。

第2-1図 管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握の有無



## (2) 出勤、退勤時刻の把握方法

・ <客観的方法>が7割を占めるものの、  
「自己申告」を中心とした<非客観的方法>が依然として4人に1人

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインにおいて、勤務時間（在校等時間）の把握は、従来の「自己申告」や「管理職による目視」ではなく、ICTの活用やタイムカード等の客観的な方法を用いることが求められている。それでは、実際の教育現場ではどのような方法が用いられているのだろうか。

管理職が出勤、退勤を「把握している」と回答した8割の教職員に対し、どのような方法で把握しているかをたずねると、<客観的方法>が69.0%と7割を占めている。その内訳では「タイムカード」が26.9%で最も多く、「PCのログイン・ログアウト」（21.5%）と「ICT等（IDカードなど）」（20.6%）がそれぞれ2割強となっている（第2-1表）。

一方、「自己申告」（22.3%）や「管理職による目視」（3.4%）といった<非客観的方法>による管理も依然として4人に1人みられた。

2019年調査と比べると、<客観的方法>による把握がこの1年間で大きく進んだことがわかる（2019年42.7%→2020年69.0%）。しかしながら、<非客観的方法>の内訳をみると、「管理職による目視」は大きく減少（同16.2%→3.4%）したものの、「自己申告」（同29.7%→22.3%）は依然として2割強にのびている。「自己申告」については昨今の新聞報道にもあるように、産業医による面接指導を回避するための過少申告、月の上限45時間に収めるための改ざん、管理職への忖度による未記入など、多くの問題が発生している。引き続き、「自己申告」による把握の見直し、客観的方法による管理の徹底を進めていくことが求められている。

第2-1表 管理職による教職員の出勤、退勤時刻の把握方法  
(管理職により出退勤を把握されている人)

学校種別にみると、<非客観的方法>が依然として多いのが小学校と中学校で、3割弱を占めている。また、高等学校でも2割強と多い。なお、<非客観的方法>の大多数が「自己申告」によって占められていることは、いずれの学校種でも共通している。

	タイムカード	IDカード等（IDカードなど）	PCのログイン・ログアウト	管理職による目視	自己申告	その他	無回答	件数	*客観的方法計	*非客観的方法計
2020年計	26.9	20.6	21.5	3.4	22.3	5.0	0.4	3194	69.0	25.6
(2019年計)	<u>19.1</u>	<u>8.8</u>	<u>14.8</u>	<u>16.2</u>	<u>29.7</u>	<u>10.9</u>	0.5	5937	<u>42.7</u>	<u>45.9</u>
学校種別										
小学校	24.7	20.8	22.3	3.4	23.1	5.5	0.2	1791	67.8	26.4
中学校	21.9	21.8	21.8	2.7	25.8	5.4	0.5	852	65.6	28.5
高等学校	<u>42.9</u>	17.7	<u>14.5</u>	4.7	<u>16.9</u>	3.1	0.3	385	<u>75.1</u>	21.6
特別支援学校	<u>38.7</u>	18.3	<u>31.0</u>	2.8	<u>5.6</u>	1.4	2.1	142	<u>88.0</u>	<u>8.5</u>

※下線数字は「2020年計」より5ポイント以上少ないことを示す

※薄い網かけ数字は「2020年計」より5ポイント以上多いことを示す

※濃い網かけ数字は「2020年計」より15ポイント以上多いことを示す

※「ICT等（IDカードなど）」は、2019年は「IDカード等」と表記

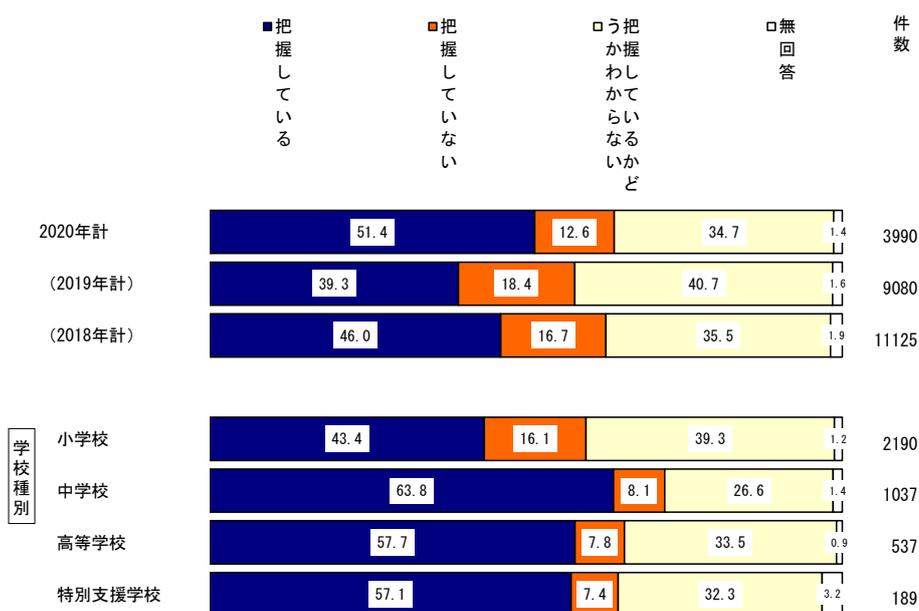
### (3) 土・日、祝日における教職員の学校勤務の把握状況

- ・ 51.4%にとどまる「把握」、勤務日（80.1%）を大きく下回る把握状況
- ・ 週休日に勤務している人の3割が「把握しているかどうか分からない」

土・日、祝日の学校における勤務（部活指導含む）の管理職による把握状況をみると、「把握している」（51.4%）は半数にとどまっており、勤務日における把握状況（「把握している」（80.1%））を大きく下回っている。これに対し、「把握していない」（12.6%）は1割強にとどまるものの、3人に1人は「把握しているかどうか分からない」（34.7%）という実態となっている（第2-2図）。

学校種別にみると、中学校、高等学校、特別支援学校では「把握している」が6割前後であるのに対し、小学校では4割強にとどまっている。

第2-2図 管理職による教職員の土・日、祝日の学校における勤務状況（部活動指導含む）の把握の有無



これを、週休日（土・日）に勤務している人を対象とした集計で見ると、実際に土・日、祝日に勤務している人がいても管理職が「把握しているかどうか分からない」が3割、特に、小学校では4割弱に達している（第2-2表）。

部活動顧問は、休日の部活動手当が支給されている関係もあり、比較的把握されているが、顧問をしていない教職員の場合は「把握していない」や「わからない」が多くなっている。

第2-2表 管理職による教職員の土・日、祝日の学校における勤務状況（部活動指導含む）の把握の有無（土・日、祝日に勤務している人）

		把握している	把握していない	う把握して かわからない かどうか	無回答	件数
2020年計		56.4	12.6	29.9	1.2	1600
学校種別	小学校	42.5	18.3	37.8	1.4	666
	中学校	67.3	8.8	22.5	1.4	627
	高等学校	64.2	8.1	27.4	0.3	296
部活動の顧問別	運動部の顧問	66.8	8.6	23.5	1.1	813
	文化部の顧問	58.9	7.4	33.7	...	163
	顧問はしていない	48.3	14.0	36.0	1.7	178
	学校に部活動は設定されていない	39.7	21.1	37.7	1.6	446

また、勤務日の勤務状況を把握している場合であっても、管理職が土・日、祝日の勤務状況を「把握している」は6割にとどまり、「把握しているかどうか分からない」が3割弱、「把握していない」が1割で続いている。特に、把握方法が<管理職による目視>の場合、「把握している」は半数にとどまっている（第2-3表）。

なお、管理職が勤務日の勤務状況を把握していない場合は、土・日、祝日の勤務状況も「把握していない」が約3分の2を占めている。

第2-3表 管理職による教職員の土・日、祝日の学校における勤務状況（部活動指導含む）の把握の有無

		把握している	把握していない	かわか わらな い かど う	無回答	件数
2020年計		51.4	12.6	34.7	1.4	3990
把握している計		60.7	10.5	28.6	0.2	3194
把握方法別	タイムカード	62.9	9.2	27.8	0.1	860
	ICT等	59.5	13.7	26.5	0.3	657
	PCのログイン・ログアウト	60.8	9.6	29.5	...	687
	管理職による目視	47.7	7.5	44.9	...	107
	自己申告	63.5	9.4	27.1	...	712
把握していない		16.0	64.8	19.2	...	125
把握しているかどうか分からない		14.4	13.8	71.7	...	623

※下線数字は「2020年計」より5ポイント以上少ないことを示す  
 ※薄い網かけ数字は「2020年計」より5ポイント以上多いことを示す  
 ※濃い網かけ数字は「2020年計」より15ポイント以上多いことを示す

## 2. 管理職が把握している勤務時間（在校等時間）の確認

- ・組合員自身が確認「できる」が7割、「できない」は3割弱
- ・確認「できない」が多い学校種は、高等学校で3人に1人

管理職が把握している自分の勤務時間（在校等時間）を、組合員自身が確認できるかどうかについては、「できる」（71.1%）が7割と多く、「できない」（27.2%）は3割弱である（第2-3図）。

学校種別にみると、自分の勤務時間（在校等時間）を確認「できない」は、高等学校で3人に1人と多いものの、小学校、中学校、特殊支援学校でも4人に1人みられる。

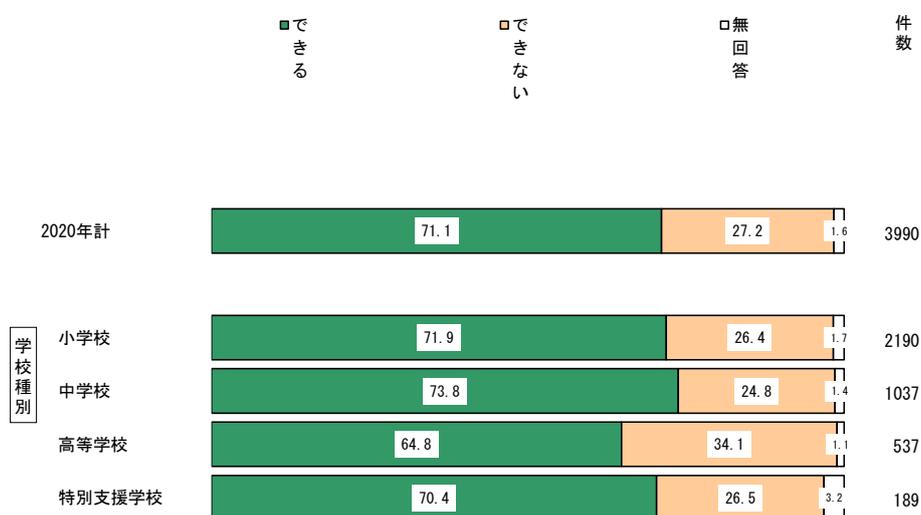
次に、管理職が教職員の出退勤時刻を把握している場合には、管理職が把握している勤務時間（在校等時間）を確認「できない」組合員が2割を占めている。

さらに、管理職による教職員の出退勤時刻の把握方法別にみると、客観的方法よりも非客観的方法による把握で、管理職が把握している勤務時間（在校等時間）を確認「できない」が多く、なかでも「管理職による目視」の場合は「できない」が半数を超えていることは問題である。

（第2-4表）。

働き方改革の推進にむけては、この「在校等時間」をもとに業務の見直し・削減を検討することが必要で、「在校等時間」が労働安全衛生委員会などで共有され、改善にむけてとりくまれることが重要になる。

第2-3図 管理職が把握している勤務時間（在校等時間）の確認



第2-4表 管理職が把握している勤務時間（在校等時間）の確認（管理職により出退勤を把握されている人）

把握方法別	できる (%)	できない (%)	無回答 (%)	件数
2020年計	79.4	20.4	0.2	3194
タイムカード	80.1	19.9	...	860
ICT等	83.0	16.7	0.3	657
PCのログイン・ログアウト	82.2	17.8	...	687
管理職による目視	46.7	52.3	0.9	107
自己申告	76.5	23.3	0.1	712

※下線数字は「2020年計」より5ポイント以上少ないことを示す  
 ※薄い網かけ数字は「2020年計」より5ポイント以上多いことを示す  
 ※濃い網かけ数字は「2020年計」より15ポイント以上多いことを示す

### 3. 実際の勤務時間と管理職記録の勤務時間

- ・「一致している」(70.4%)
- ・留意すべき2割の「わからない」(20.1%)

管理職が把握している在校等時間の確認ができる組合員に対して、その記録時間が実際の勤務時間と一致しているかどうかをたずねた結果では、「一致している」(70.4%)は7割で、「異なる」(9.3%)を大きく上回っている。しかし、2割の組合員は「わからない」(20.1%)という回答だった(第2-4図)。

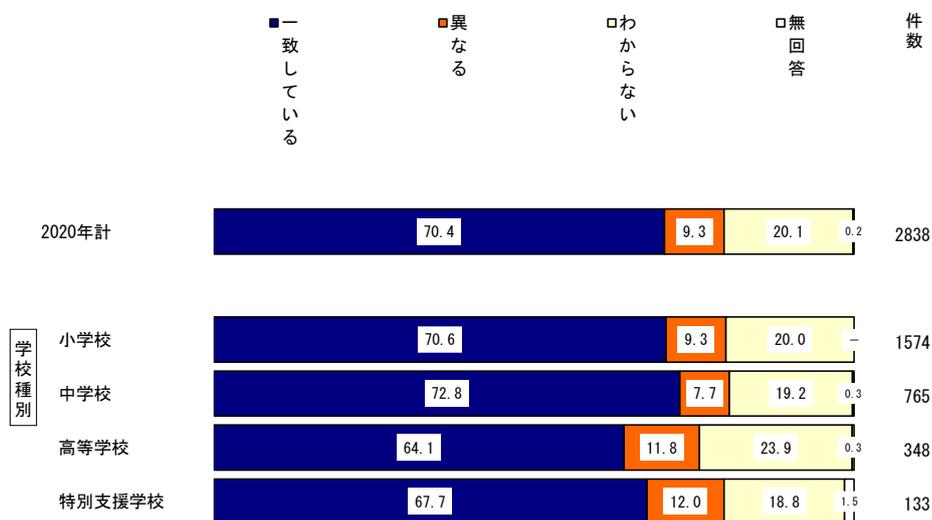
「わからない」という回答は、管理職が把握している自分の勤務時間(在校等時間)を確認していない、しようとしていない、自分の実際の勤務時間を意識していない、などが考えられるが、学校現場の働き方改革を進めるためには、管理職記録と実態の乖離を是正することに加えて、「在校等時間」についての共通認識のもと、組合員ひとりひとりが勤務時間(在校等時間)の重要性を意識していくことも求められている。

学校種別にみると、高等学校で「一致している」(64.1%)がやや低いが、いずれの区分でも「一致している」が7割前後を占める点で共通している。

これを出退勤の把握方法別にみると、[ICT等]などの客観的方法では、非客観的方法よりも「一致している」がやや多いものの、目立った違いはみられない。

しかし、客観的な方法でも、不正打刻や改ざんの問題は見直さなければならない(第2-5表)。

第2-4図 実際の勤務時間と管理職記録の勤務時間  
(管理職が把握している在校等時間の確認ができる人)



第2-5表 実際の勤務時間と管理職記録の勤務時間  
(管理職により出退勤を把握されている人)

把握方法別	一致している	異なる	わからない	無回答	件数
2020年計	73.5	8.8	17.5	0.2	2537
タイムカード	74.6	9.7	15.7	...	689
ICT等	76.9	8.1	15.0	...	545
PCのログイン・ログアウト	72.7	8.0	19.1	0.2	565
管理職による目視	<u>68.0</u>	6.0	<b>26.0</b>	...	50
自己申告	71.2	9.7	19.1	...	545

※下線数字は「2020年計」より5ポイント以上少ないことを示す  
※薄い網かけ数字は「2020年計」より5ポイント以上多いことを示す

## 第3章 [事務次官通知] [改正給特法] [勤務時間指針] の周

### 知状況

2020年4月1日から改正給特法第7条関連の指針が施行され、教育職員が学校教育活動に関する業務時間を在校等時間とすることや、時間外在校等時間を月45時間、年360時間までとする勤務時間の上限規制が適用された。

本章では、[給特法の改正] や [事務次官通知]、[勤務時間指針] に対し、教職員の周知状況を確認することにする。

#### 1. [事務次官通知] [上限ガイドライン] [改正給特法] の周知状況

##### (1) 2020年計でみた周知状況

- ・ <知っている>人が最も多い [勤務時間（在校等時間）は休憩を除いた時間] (70.6%)
- ・ これについて多い項目が [時間外勤務時間の上限の設定] (67.9%)
- ・ 小学校、中学校と高等学校、特別支援学校との間で対照的な周知状況

本章では [事務次官通知] [改正給特法] [勤務時間指針] に対する教職員の周知状況を見ていくことにする。

[事務次官通知] [改正給特法] [勤務時間指針] に関する9項目それぞれについて、「具体的内容を知っている」「ある程度のことは知っている」「聞いたことはある」「聞いたことはない」の各選択肢の中よりひとつ回答を選んでもらった。回答の結果をみると、いずれの項目でも「具体的内容を知っている」という回答は1~2割にとどまっていた。このため、以下の分析では「具体的内容を知っている」と「ある程度のことは知っている」とを合わせた<知っている>の比率を用いてみていくことにする。

<知っている>が最も多い、すなわち最も周知されている項目は [勤務時間（在校等時間）は休憩を除いた時間] で、70.6%と7割に達している。勤務時間（在校等時間）に関する基本的知識については大多数の教職員は理解、認識しているといえる。

これについて多い項目が [時間外勤務時間の上限の設定] (67.9%) で7割弱を占めている。教職員の超時間労働が常態化する中、[改正給特法の上限指針制定により、2020年4月から、時間外勤務時間の上限が月45時間以内、年360時間以内と定められたこと] を理解、認識する教職員の多いことが示されている。

これは本章の「2. “上限指針等の制定により上限時間が定められた” ことに関する地教委や管理職からの説明」において改めて示すが、地教委、管理職からの説明が上限指針

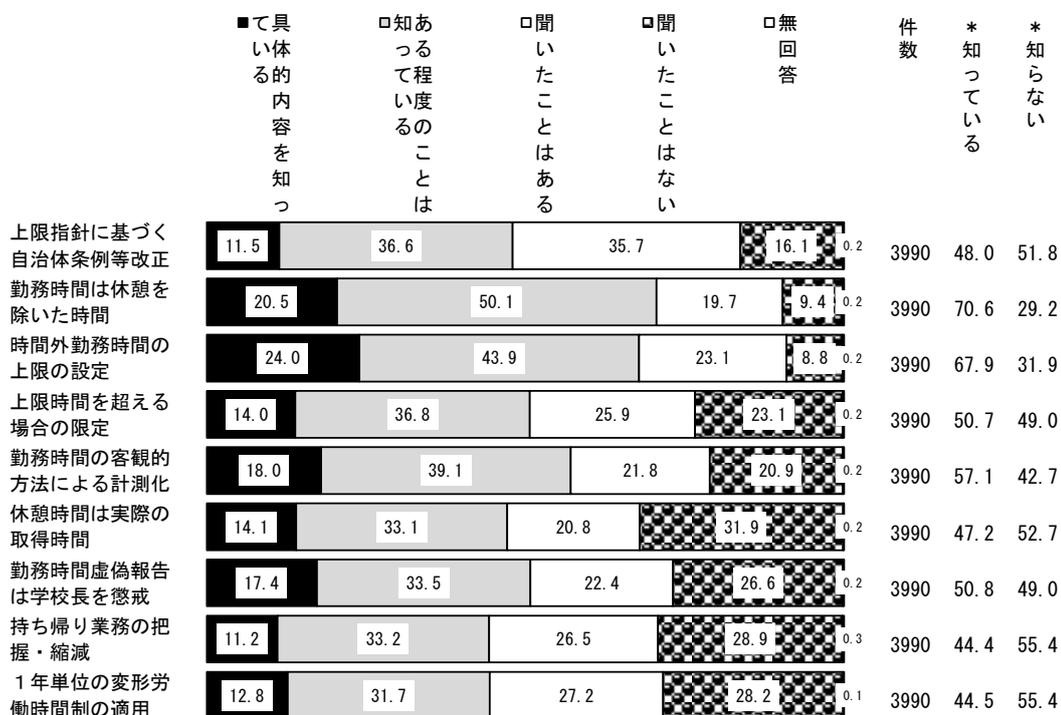
の理解促進に大きな役割を果たしていることが明らかになっており、今年度、6割強の教職員が説明を受けていたことが周知に大きな役割を果たしたと思われる。

また、[勤務時間（在校等時間）の客観的方法による計測化]についても6割弱の教職員が理解、認識しており、学校における勤務時間の客観的方法の導入が進む背景となっている。

その他の項目も<知っている>が5割前後を占めており、ほぼ2人に1人が理解、認識する実態となっている。<知っている>が4割を下回る項目はない。

今回調査では、[事務次官通知][改正給特法][勤務時間指針]に関する理解、認識の進展があったといえるだろう。しかし、学校における働き方改革の一層の推進のためには、教職員におけるさらなる理解、認識が不可欠といえる（第3-1図）。

第3-1図 [事務次官通知][改正給特法][勤務時間指針]の周知度



なお、同一の表現ではないが、今回の 2020 調査では 2019 年調査の 3 つの項目について周知度を質問している。表現が異なるため厳密な比較は困難だが、参考のため示したのが第 3-1 表である。

- 2020 年 「勤務時間（在校等時間）とは、出勤から退勤までの時間（校外での勤務時間も含む）から、休憩時間及び業務外の時間を除いたものと定められたこと」
- 2019 年 「ガイドライン」における在校等時間」
- 2020 年 「改正給特法の上限指針制定により、2020 年 4 月から、時間外勤務時間の上限が月 45 時間以内、年 360 時間以内と定められたこと
- 2019 年 「在校等時間における超過勤務の上限時間が 1 か月 45 時間以内、1 年間 360 時間以内に定められたこと」
- 2020 年 「勤務時間（在校等時間）の記録は、自己申告や管理職による目視ではなく、タイムカードや ICT 等（ID カードなど）、PC ログイン・ログアウトなど、客観的な方法で計測しなければならないこと」
- 2019 年 「タイムカードや ID カード、PC などにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築が求められていること」

いずれの項目においてもこの 1 年で周知度（＜知っている＞）は大幅に上昇している。今後引き続き教職員の周知状況を確認していくことが求められているといえる。

第 3-1 表 2019 年調査と比べた周知度の変化（＜知っている＞の比率）

	除 勤 い 務 た 時 間 は 休 憩 を	上 限 の 外 設 定 時 間 の	方 法 に よ る 計 測 的	勤 務 時 間 の 客 観 的	件 数
2020年計	70.6	67.9	57.1		3990
(2019年計)	29.2	39.5	46.9		9080

## (2) 学校種別にみた周知状況

[事務次官通知] [改正給特法] [勤務時間指針] に対する学校種別の周知状況をみると、いずれの学校種も [勤務時間（在校等時間）は休憩を除いた時間]、[時間外勤務時間の上限の設定]、[勤務時間（在校等時間）の客観的方法による計測化] の3項目に対しては<知っている>が多い点で共通している。

その他の項目では、小学校、中学校と高等学校、特別支援学校との間で周知度に大きな開きがある。後者は前者と比べ<知っている>が大きく下回っているからである。この結果から、学校種別の周知状況では、小学校、中学校から周知が進んでいることが確認できるとともに、高等学校、特別支援学校の遅れに対する取り組みが今後求められるといえるだろう（第3-2表）。

第3-2表 [事務次官通知] [改正給特法] [勤務時間指針] の周知度（<知っている>の比率）

		自 治 体 指 針 に 等 基 づく 正 しく	除 いた 時 間 は 休 憩 を	上 限 の 設 定 時 間 の	場 合 限 を 超 える	方 法 に よ る 計 測 化 的	取 得 時 間 は 実 際 の	休 校 時 間 長 は 懲 戒 報 告	勤 務 時 間 を 虚 偽 報 告	握 持 ・ ち 縮 減 業 務 の 把	働 き 時 間 単 位 の 適 用 形 態	件 数
2020年計		48.0	70.6	67.9	50.7	57.1	47.2	50.8	44.4	44.5	3990	
学 校 種 別	小学校	49.1	71.7	70.2	51.8	58.0	48.5	52.8	46.0	44.9	2190	
	中学校	55.2	74.3	71.0	56.5	60.1	52.7	55.1	50.4	50.6	1037	
	高等学校	34.8	61.5	54.6	39.9	48.4	33.7	36.5	27.0	35.2	537	
	特別支援学校	36.0	63.5	60.3	38.6	56.6	38.1	43.4	38.1	31.2	189	

## 2. “上限指針等の制定により上限時間が定められた” ことに関する地教委や管理職からの説明

- ・説明が「あった」が62.0%と過半数を占めるものの、「なかった」も約3分の1
- ・説明のあった人で多い上限時間の「具体的内容」の周知度（29.5%）

ところで“上限指針等の制定により上限時間が定められた” ことに関し、地教委や管理職から説明はあったのだろうか。この点をみたのが第3-2図である。

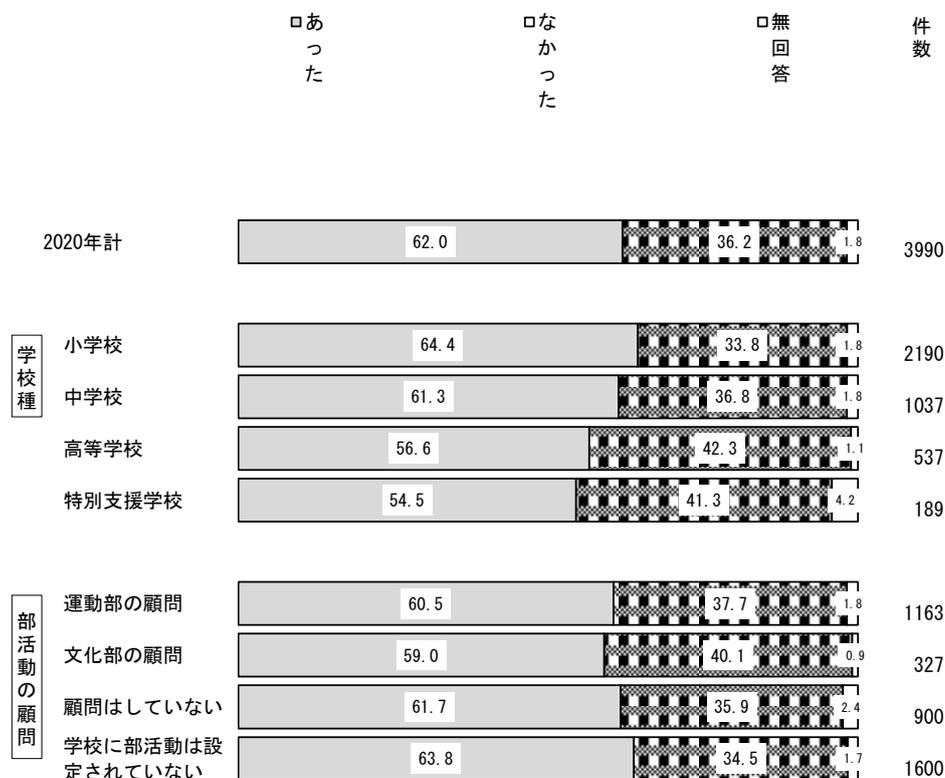
「あった」が62.0%と過半数を占めるものの、「なかった」も36.2%と約3分の1を占めている。働き方改革の実現のため、上限指針等による上限時間の設定は地教委や管理職からの説明が義務づけられているが、約3分の1の教職員は説明されていないが実態である。

これを学校種別にみると、説明が「なかった」という人の多い学校種が高等学校（42.3%）と特別支援学校（41.3%）で、双方とも4割を上回っている。

一方、中学校、小学校でも約3分の1で説明が「なかった」と回答しており、小学校で33.8%、中学校で36.8%を占めている。

なお、部活動の顧問別にみても目立った違いはみられない。

第3-2図 “上限指針等の制定により上限時間が定められた” ことに関する地教委や管理職からの説明の有無



ところでこうした説明の有無により、どの程度、上限時間の制定の理解が進んだのだろうか。この点をみたのが第3-3表である。

地教委や管理職から説明があった人の場合、＜知っている＞が77.4%と8割近くに達し、特に、「具体的内容を知っている」(29.5%)が3割弱を占めている。これに対し、説明がなかった人の場合、＜知っている＞が半数を占めたものの、「具体的内容を知っている」人は14.8%と2割を下回っている。逆に、「聞いたことはない」が17.9%と2割近くに達している。

このように地教委や管理職からの説明が教職員の認識と理解促進に大きな役割を果たすことが明らかである。地教委や管理職からのより一層の説明が求められるといえよう。

第3-3表 地教委や管理職からの説明の有無別にみた、「時間外勤務時間の上限が月45時間以内、年360時間以内と定められたこと」の周知状況

	て具体的内容を	知ある程度	聞いたこと	聞いたこと	無回答	件数	*知っている	*知らない	
2020年計	24.0	43.9	23.1	8.8	0.2	3990	67.9	43.9	
無説明の有	あった	29.5	48.0	19.0	3.3	0.2	2473	77.4	48.0
	なかった	14.8	36.8	30.2	17.9	0.3	1444	51.7	36.8

## 第4章 夏季休業中の業務負担

教職員の休暇取得の促進を図るため、文部科学省は夏休みなどの長期休業期間における学校閉庁日の設置を求めている。背景には、長期休業期間中においても、研修や部活動指導のため休暇を取得しにくい教職員の勤務環境がある。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために3月から長期休業が実施され、その分の授業時数確保のため、多くの学校で大幅な夏季休業期間の短縮が行われた。このため日教組は、夏季休業中の学校閉庁日や夏季休暇の取得が適切に行われるようとりくんだ。

本章では、夏季休業中の学校閉庁日の設置状況と連続休暇日数の実態、休暇の取得状況、業務負担の変化を2018年調査、2019年調査と対比して明らかにしていく。

### 1. 夏季休業中の学校閉庁日

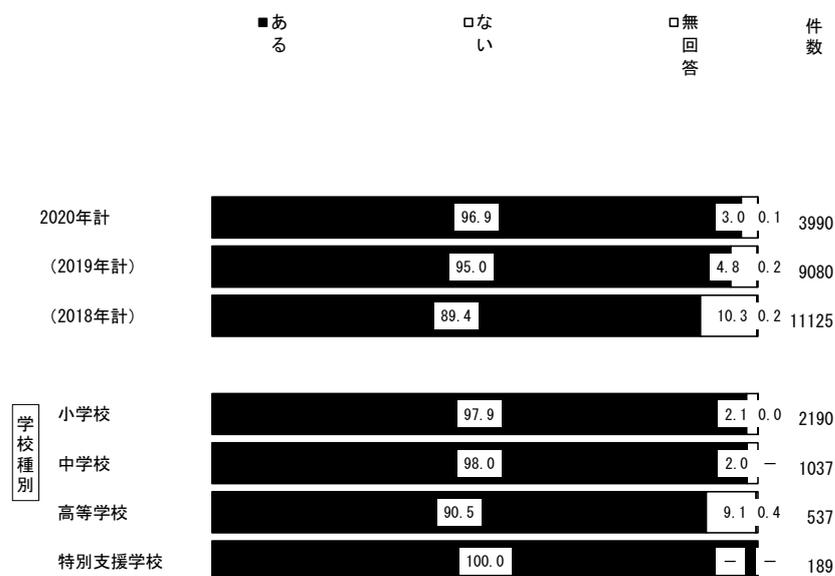
- ・ ほぼ全学校で設けられている学校閉庁日
- ・ 2018年、2019年と比べ変わらない平均閉庁日数、  
2018年3.3日、2019年調査3.4日、2020年3.5日)

#### (1) 学校閉庁日の有無

夏季休業中の学校閉庁日の有無をみると、学校閉庁日の「ある」が96.9%と圧倒的多数を占めており、ほぼすべての学校に学校閉庁日が設けられている(第4-1図)。

2019年調査と比べほとんど変化はないが、2018年調査と比べる学校閉庁日の「ある」が増加している(2018年調査89.4%→2019年調査95.0%→2020年調査96.9%)。

第4-1図 夏季休業中の学校閉庁日の有無



こうした傾向は学校種別にみても共通しており、学校閉庁日の「ある」はいずれの学校種でも9割以上となっている。夏季休業期間が短縮された中でも、休養が取れる体制がとられたことは、重要である。

## (2) 学校閉庁日の日数

学校閉庁日数をみると、「1日」だけという人は0.9%で、「2日」も11.7%と少ない。これに対し、最も多い日数が「3日」(35.5%)で、土・日曜日との連続で、休暇日数が5日という設定である。これに「4日」が27.0%で続いている。また、平日の連続休暇と土・日曜日との接続で休暇日数が連続9日になる「5日」も14.8%を占めている(第4-1表)。

また、2019年と比べると「3日」が大幅に減少し(2019年61.7%→2020年35.5%)、「4日」(同16.6%→27.0%)が増加している。また、「5日」(同11.5%→14.8%)もわずかながらも増加している。

一方、新型コロナウイルス感染対策の影響と思われるが、学校閉庁日が「2日」(同4.4%→11.7%)だった人も多くなっている。

このため、平均日数は3.5日で、2019年(3.4日)からほとんど変化していない。

これを学校種別にみると、学校種によって取得日数は分散している。平均の学校閉庁日数は小学校、中学校が3.6日で最も長く、高等学校が3.0日で最も短い。特別支援学校は3.2日となっている。

第4-1表 夏季休業中の学校閉庁日の日数(学校閉庁日のある人)

		1日	2日	3日	4日	5日	無回答	件数	中央値・日	平均値・日
2020年計		0.9	11.7	35.5	27.0	14.8	10.1	3867	3.0	3.5
(2019年計)		0.6	4.4	61.7	16.6	11.5	5.1	8626	3.0	3.4
(2018年計)		1.6	5.4	63.1	15.7	9.3	4.9	9950	3.0	3.3
学校種別	小学校	0.6	10.1	32.6	28.6	17.1	11.0	2144	4.0	3.6
	中学校	0.4	9.4	32.8	31.1	15.2	11.2	1016	4.0	3.6
	高等学校	3.1	22.8	45.9	16.3	6.2	5.8	486	3.0	3.0
	特別支援学校	1.6	13.2	56.6	14.3	9.5	4.8	189	3.0	3.2

## 2. 夏季休業中に取得できた連続休暇日数

- ・最も多い日数が「5日～9日」(58.6%)、「1日～4日」も19.2%
- ・11.6%にとどまる「10日」取得者
- ・平均連続休暇日数は6.5日、2019年調査(6.8日)より0.3日減少
- ・平均連続休暇日数の最も少ない学校種が高等学校(5.4日)

夏季休業中に連続して取得できた休暇日数(連続休暇日数)を、学校閉庁日や土・日、祝日を含めた日数で記入してもらった(休暇を複数回に分けて取得した人は最も長い日数を記入して頂いた)。

今回調査の結果では、学校閉庁日は回答者のほぼ全学校で設定されていた。また、閉庁日数が「1日」という教職員も0.9%にすぎなかった。このため、夏季休業中の連続休暇日数が「0日」という人は0.4%と皆無に近い。しかし、連続休暇日数が「1日～4日」にとどまった人も19.2%みられる。学校閉庁日が設定されても、長期間連続して休めなかった人が依然として多いことを示している(第4-2表)。

これに対し、夏季休業中に取得した連続休暇日数で最も多かったのが「5日～9日」(58.6%)で、6割強を占めている。学校閉庁日数「3日」(35.5%)と「4日」(27.0%)とを合わせ6割強を占め、さらに、「5日」が14.8%だったことを反映した結果である。

一方、「10日」取得できた人は11.6%で、1割強にとどまっている。

第4-2表 夏季休業中の連続休暇日数

		0日	1日 5 4日	5日 9日	10日	無回答	件数	中央値・日	平均値・日
2020年計		0.4	19.2	58.6	11.6	10.2	3990	6.0	6.5
(2019年計)		0.2	11.4	59.6	14.8	14.1	9080	7.0	6.8
(2018年計)		0.2	16.5	65.8	8.6	8.9	11125	6.0	6.1
学校種別	小学校	0.4	14.2	57.4	14.2	13.8	2190	7.0	6.9
	中学校	0.2	21.9	65.1	7.6	5.2	1037	6.0	6.3
	高等学校	0.7	35.9	50.8	6.9	5.6	537	5.0	5.4
	特別支援学校	0.5	14.8	60.3	16.4	7.9	189	7.0	6.7

2019年調査と比べても目立った変化はみられず比率の変化も小さい（なお、2020年調査では取得日数を回答して頂いたが、2019年調査では見通しとして取得可能な日数を回答して頂いた）。いずれにしろ「5日～9日」を中心とした取得状況である点で違いはみられない（2018年 65.8%→2019年 59.6%→2020年 58.6%）。

平均の連続休暇日数をみると、2019年調査の 6.8 日に対し、2020年調査は 6.5 日と 0.3 日減少している。

学校種別に平均連続休暇日数をみると、小学校が 6.9 日で最も長く、これに特別支援学校が 6.7 日で続いている。また、中学校も 6.3 日で 6 日を上回っている。これに対し、高等学校は 5.4 日で最も短く、5 日台にとどまっている。高等学校の場合、「1日～4日」が 35.9% と多い点を反映した結果といえる。

短期間となった夏季休業期間に、研修・会議がほとんど設定されず、これだけの休暇が取得できたことは特筆すべきである。このことは、通常業務に加え、新型コロナウイルスの感染予防対策による消毒や「新しい生活様式」の指導などが負荷された、1 学期の勤務環境の厳しさを示しているともいえる。

### 3. 夏季休業における計画通りの休暇取得

- ・ 大多数の人が計画通りに夏季休暇を取得、〈取得できた〉が 83.5%
- ・ 部活動の顧問でも〈取得できた〉人が 8 割強

それでは教職員は夏季休業期間中の休暇を計画通りに取得できたのだろうか。回答では 83.5%の教職員が計画通りに〈取得できた〉と回答している。

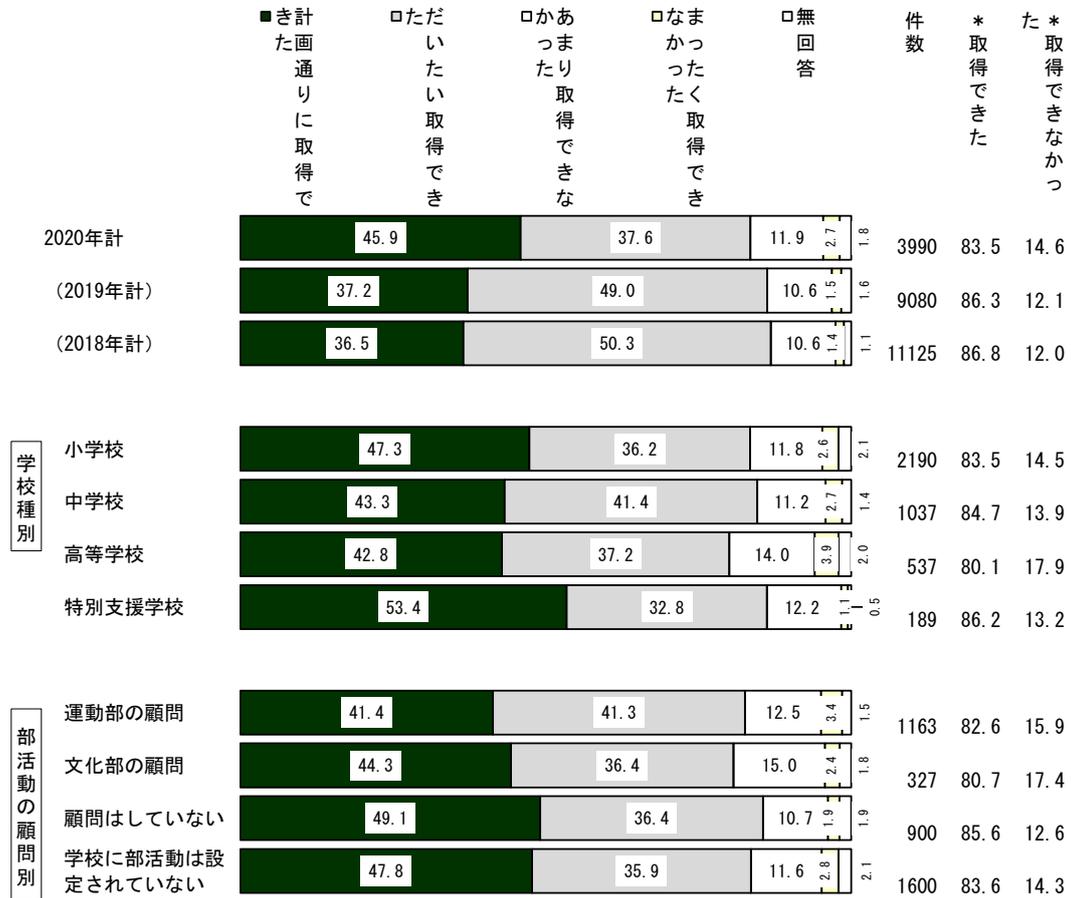
2019 年は〈取得できる〉(86.3%)という見通しで回答してもらい、実際に取得できたかどうかは明らかではなかった。今回の 2020 年調査は、実際に計画通りに取得できたかどうかを回答して頂いた。回答結果をみると、2019 年調査の見通しどおり、大多数の人が計画通りに夏季休暇を〈取得できた〉ことが確認できる(第 4-2 図)。

2020 年計の結果をみると、「計画通りに取得できた」が 45.9%、「だいたい取得できた」が 37.6%で、両者を合わせた〈取得できた〉人は 83.5%で 8 割強を占めている。これに対し、〈取得できなかった〉は 14.6%で 1 割強にとどまっている(「あまり取得できなかった」11.9%、「まったく取得できなかった」2.7%)。

2019 年調査では 9 割近い人が計画通りに〈取得できる〉と回答しており、今回調査の結果から、大多数の人は見通し通りに取得できたことになる。

学校種別にみてもいずれの学校種でも〈取得できた〉が 8 割台を占める点で共通している。また、部活動の顧問であるかどうかにかかわらず〈取得できた〉人が 8 割を上回っている。

第4-2図 今年の夏季休業における計画通りの休暇取得



第4-3表からは、計画通りに夏季休暇を取得できたことが連続休暇日数を増やすことにつながる事が明らかになっている。

夏季休業中の連続休暇日数をみると、休暇を<まったく取得できなかった>人で4.7日、<あまり取得できなかった>人で5.4日と5日前後にとどまるのに対し、<だいたい取得できた>人で6.5日、<計画通りに取得できた>人の場合は7.1日と7日を上回っている。<まったく取得できなかった>人と比べ2.2日長い。

このことから計画通りの休暇取得を実現することが、夏季休業中の連続休暇日数を増やすことにつながることを示している。

第4-3表 夏季休業における計画通りの休暇取得状況別にみた連続休暇日数

	0日	1日 5 4日	5日 5 9日	10日	無回答	件数	平均値・日
総計	0.4	19.2	58.6	11.6	10.2	3990	6.5
計画通りに取得できた	0.4	13.4	56.9	15.1	14.1	1832	6.9
だいたい取得できた	0.1	19.0	63.9	10.1	6.9	1501	6.5
あまり取得できなかった	0.4	36.6	54.1	5.1	3.8	475	5.4
まったく取得できなかった	2.8	43.1	45.0	2.8	6.4	109	4.7

しかし、計画通りの休暇取得の実現が、勤務日における勤務時間の長短によって左右されることを示したのが第4-4表である。

勤務日における学校内勤務時間別に休暇取得の結果をみると、1日の勤務時間が10時間未満の場合、「計画通りに取得できた」は5割前後に達している。また、11時間以上、12時間以上の場合においても4割前後と多い。これに対し、1日の勤務時間が<13時間以上>の場合は3割前後まで減少している。勤務時間が13時間を上回った場合、10人に3人しか夏季休暇を計画通りに取得できないことを示している。

このように勤務時間の長い人の場合、普段から校務分掌を多くになっていることも推測されるため、夏季休業中でも休暇を計画通りに取得することはかなり困難である。夏季休業中の計画通りの休暇取得を実現するためには、通常勤務日における業務量の削減・勤務時間の短縮が喫緊の課題といえる。

第4-4表 今年の夏季休業における計画通りの休暇の取得状況

		計 画 通 り に 取 得 で き た	た だ い た い 取 得 で き な か つ	か あ つ ま り 取 得 で き な か つ	な ま か つ た く 取 得 で き な か つ	無 回 答	件 数	* 取 得 で き た	た * 取 得 で き な か つ
総計		45.7	38.0	11.6	3.0	1.7	3278	83.7	14.6
勤 務 日 の 学 校 内 勤 務 時 間	8時間未満	57.7	25.5	9.4	4.0	3.4	149	83.2	13.4
	8時間以上	59.4	28.5	9.8	1.8	0.5	389	87.9	11.6
	9時間以上	50.5	37.4	8.4	2.0	1.7	594	87.9	10.4
	10時間以上	45.9	38.2	10.3	2.8	2.8	787	84.1	13.1
	11時間以上	41.0	41.3	12.5	3.9	1.3	617	82.3	16.4
	12時間以上	38.9	42.3	14.3	2.7	1.8	511	81.2	17.0
	13時間以上	27.5	49.3	18.8	4.3	...	138	76.8	23.2
	14時間以上	31.7	39.7	27.0	1.6	...	63	71.4	28.6
	15時間以上	33.3	36.7	13.3	16.7	...	30	70.0	30.0

#### 4. 昨年と比べた夏季休業中の業務負担の変化

- ・ 減少する夏季休業中の業務、「減少した」が4割
- ・ 特に小学校で顕著（「減少した」が44.4%）、28.1%にとどまる高等学校

夏季休業中の業務負担も2019年調査では見通しで回答してもらったが、2020年調査では実際の業務負担の変化を回答して頂いた。夏季休業中の教職員の業務負担は昨年と比べ減少したのだろうか。なお、今年度は、夏季休業期間が短縮されたため、出張・研修、会議等は例年に比べ最小限に抑えられている。

2020年計をみると、「減少した」は40.1%で、「増加した」(25.7%)を約14ポイント上回っている（「変わらない」は32.3%）（第4-3図）。

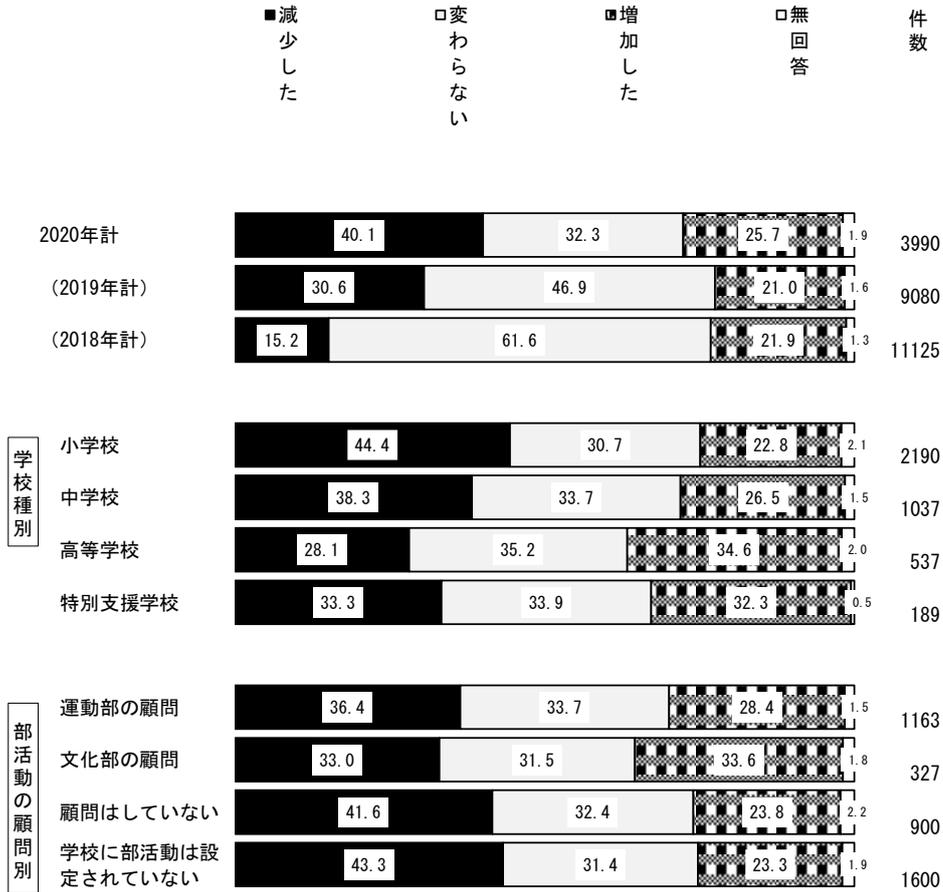
この結果から、今年度の夏季休業は、教職員の大多数が計画通りに＜取得でき＞、また、業務負担が「減少した」教職員が多いという結果となっている。

注目すべき点は、2019年調査の見通し（「減少する」30.6%）を上回る業務負担の削減を実現したことである。今年度は、夏季休業期間中の業務負担を最小限に抑え、心身ともに休養できるよう、休暇の取得を最優先した方策がとられたためといえるだろう。

こうした傾向は小学校と中学校で顕著で、いずれも「減少した」が「増加した」を上回っている。小学校は「減少した」が最も多く、44.4%となっている。これに対し、高等学校では「増加した」が「減少した」を上回っており、夏季休業中の業務負担の減少は高等学校にまで及んでいないといえる。なお、特別支援学校では「減少」と「増加」がほぼ同率である。

部活動の顧問別では、顧問をしているかどうかによる違いがみられる。顧問をしてない、学校に部活動が設定されていない人の場合、「減少した」が4割を上回っている。これに対し、部活動の顧問の場合は4割を下回り、特に、文化部顧問の場合は「増加した」(33.6%)と「減少した」(33.0%)がほぼ同率となっている。

第4-3図 昨年と比べた夏季休業中の業務負担の変化



第4-5表は、夏季休業中の業務負担の減少が、夏季休暇の計画通りの取得につながることを示したものである。

夏季休業中の休暇を<取得できた>人は、業務負担が<減少した>人で93.7%に達しているが、<増加した>人でも67.0%となっている。業務負担が増加しても夏季休暇を<取得できた>人が多数を占めていることになる。

しかし、「計画通りに取得できた」に注目してみると、<減少した>人で58.1%と6割近いのに対し、<増加した>人の場合は28.6%と3割弱にとどまっている。業務負担の軽減が計画通りの休暇取得につながることを示す結果である。

こうした特徴は夏季休業中の連続休暇の取得日数でも確認できる。連続休暇日数は業務負担が<減少した>という人で平均6.9日に達しているのに対し、<増加した>人では6.0日で0.9日下回っている。

第4-5表 夏季休業中の業務負担の増減別にみた、計画通りの休暇の取得状況と連続休暇日数

	計画通りの休暇の取得状況						夏季休業中の連続休暇日数						件数	
	計画通りに取得できた	だいたいで取得できた	かあまり取得できなかった	かまったく取得できなかった	無回答	*取得できた	*取得できなかった	0日	1日	5日	10日	無回答		平均値・日
総計	45.9	37.6	11.9	2.7	1.8	83.5	14.6	0.4	19.2	58.6	11.6	10.2	6.5	3990
減少した	58.1	35.6	5.3	0.9	0.1	93.7	6.2	0.3	14.1	58.6	14.0	13.0	6.9	1598
変わらなかった	47.1	41.6	10.2	1.2	...	88.6	11.4	0.7	19.6	58.9	11.6	9.2	6.4	1290
増加した	28.6	38.4	25.3	7.6	0.1	67.0	32.9	0.2	26.6	59.5	7.9	5.8	6.0	1027

## 第5章 安全衛生委員会と開閉庁時間

学校または地教委に設置される安全衛生委員会に期待される役割のひとつに、長時間勤務の撲滅と長時間勤務者への丁寧な対応がある。本章では、こうした安全衛生委員会の設置状況と、委員会における勤務時間（在校等時間）の上限時間を超えた人に関する情報の共有状況についてみていくことにする。

と同時に、学校の開閉庁時間の設定の有無と設定時間、そして、保護者からの連絡のための留守番電話の設置状況についても併せて検討する。

### 1. 安全衛生委員会の設置状況

- ・設置されているかどうか「わからない」が半数
- ・委員会で共有されている情報が「わからない」が45.3%、「共有されていない」が27.6%

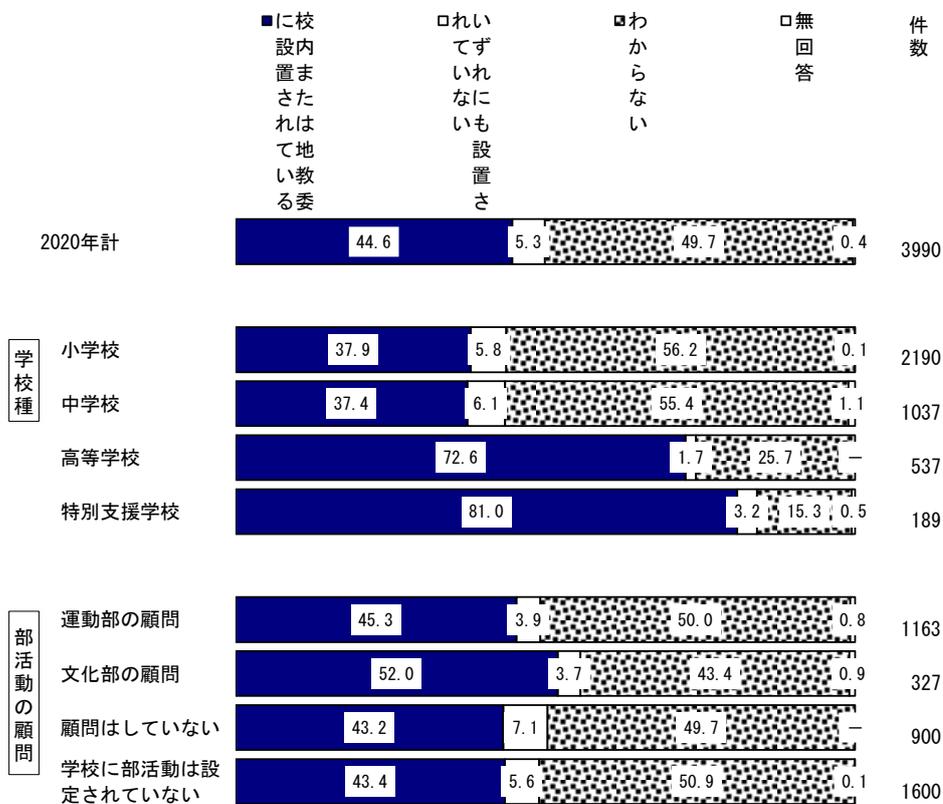
#### (1) 安全衛生委員会の設置の有無

安全衛生委員会の学校または地教委における設置状況をみると、設置の有無について「わからない」が49.7%と半数を占める点を見逃すことができない。安全衛生委員会は、教職員の労働安全衛生の確保と共に、児童・生徒の安全を守るために不可欠な組織で、設置とともに、定期的に開催されることが法律で求められている。その委員会の設置の有無について、半数の教職員が「わからない」と回答しており、まずもって設置状況を周知していくことが必要といえるだろう（第5-1図）。

なお、設置の有無について知っている教職員においては、「いずれにも設置されていない」は5.3%と少数にとどまり、「校内または地教委に設置されている」が44.6%と多い。

学校種別にみると、小学校、中学校では「わからない」が半数強を占めている。これに対し、高等学校、特別支援学校ではそれぞれ25.7%、15.3%と少なく、逆に、「校内または地教委に設置されている」が7~8割を占めて多くなっている。一方、小学校、中学校で「校内または地教委に設置されている」は4割弱である。

第5-1図 学校または地教委における安全衛生委員会設置の有無



## (2) 勤務時間（在校等時間）が上限時間を超えた人に関する安全衛生委員会での共有情報

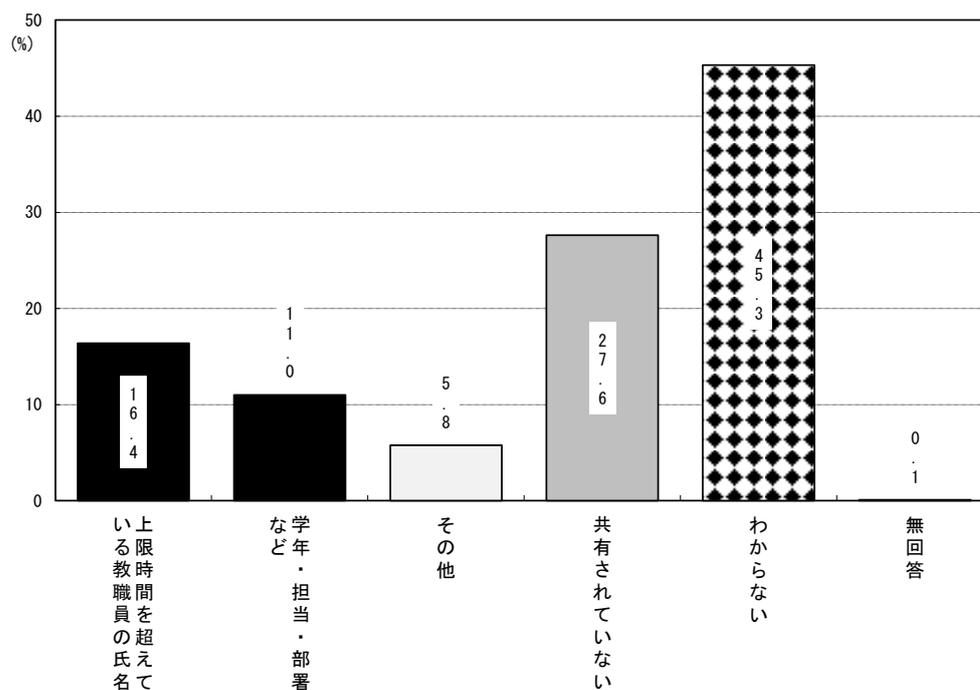
安全衛生委員会の重要な役割として、長時間勤務者への対応がある。そのため、委員会では超過勤務時間が上限を超えた人に関する情報を共有することは必須である。そこで安全衛生委員会が「校内または地教委に設置されている」と回答した 44.6%の人に、勤務時間（在校等時間）が上限時間を超えた人について、安全衛生委員会で共有している情報を回答してもらった（5項目中複数選択）。

回答結果からは、勤務時間（在校等時間）が上限時間を超えた人に関する情報が教職員の間で共有されていない実態が明らかになっている。

回答結果をみると、安全衛生委員会において共有されている情報が「わからない」が 45.3%と 4割を上回っている。また、情報の共有そのものを否定する「共有されていない」も 27.6%と 4分の1を占めている。この結果、職場に安全衛生委員会のあると考える教職員の大多数においては、勤務時間（在校等時間）が上限時間を超えた人に関する情報が共有されていないということになる（第5-2図）。

業務削減にむけてとりくむためには、早急な整備・立て直しが必要である。

第5-2図 勤務時間（在校等時間）が上限時間を超えた人について、安全衛生委員会で共有している情報（安全衛生委員会が設置されている人、複数選択）



これに対し、共有されている情報をみると、「上限時間を超えている教職員の氏名」が16.4%、「学年・担当・部署など」が11.0%、「その他」が5.8%となっている。「氏名」が「学年・担当・部署」をやや上回っているが、いずれも1割台にとどまっている。

学校種別及び部活動の顧問別にみると、こうした傾向にほとんど違いはみられず、「わからない」が4～5割、「共有されていない」が2～3割となっている（第5-1表）。

第5-1表 勤務時間（在校等時間）が上限時間超えの人について  
安全衛生委員会での共有情報（委員会が設置されている人、複数選択）

		い 上 限 時 間 を 超 え て 氏 名	な ど 学 年 ・ 担 当 ・ 部 署	そ の 他	共 有 さ れ て い な い	わ か ら な い	無 回 答	件 数
2020年計		16.4	11.0	5.8	27.6	45.3	0.1	1781
学 校 種	小学校	18.4	11.9	4.1	29.8	43.2	0.1	831
	中学校	20.4	10.8	4.1	28.4	42.0	...	388
	高等学校	10.3	9.2	9.7	26.2	49.5	...	390
	特別支援学校	10.5	11.1	9.2	17.6	53.6	0.7	153
部 活 動 の 顧 問	運動部の顧問	14.6	10.4	6.8	25.6	47.6	...	527
	文化部の顧問	10.0	9.4	7.1	26.5	51.2	...	170
	顧問はしていない	22.1	11.6	6.2	25.7	42.7	0.3	389
	学校に部活動は設定されていない	16.1	11.5	4.5	30.5	43.6	0.1	695

## 2. 学校の開閉庁時間の設定状況

- ・ 半数の教職員の学校で開閉庁時間が「設定されていない」(47.5%)
- ・ 学校の開庁時間は平均 7 時 20 分、閉庁時間は平均 18 時 56 分

### (1) 開閉庁時間の設定

学校の開閉庁時間の設定の有無をみると、「設定されていない」が 47.5%と半数を占め、「設定されている」(24.4%)を大きく上回っている。回答結果からは、半数の教職員の学校では開閉庁時間が設定されていないことになる。また、設定されているのかどうか「わからない」という人も 25.8%と約 4 分の 1 を占めている。ここから、学校管理の問題や学校現場で勤務時間が意識されていない実態がうかがえる(第 5-2 表)。

こうした開閉庁時間の設定は学校種により大きく異なる。「設定されている」の多い学校種は特別支援学校(46.6%)と高等学校(44.3%)である。これに対し、小学校、中学校では「設定されていない」が半数近くを占め、それぞれ 49.6%、58.1%となっている、なお、部活動の顧問別では目立った違いはみられない。

第 5-2 表 開閉庁時間の設定

		設定されている	設定されていない	わからない	無回答	件数
2020年計		24.4	47.5	25.8	2.3	3990
学校種	小学校	21.3	49.6	26.8	2.2	2190
	中学校	16.4	58.1	23.1	2.3	1037
	高等学校	44.3	27.7	25.5	2.4	537
	特別支援学校	46.6	22.2	28.6	2.6	189
部活動の顧問	運動部の顧問	24.7	46.1	26.6	2.7	1163
	文化部の顧問	31.2	44.3	22.9	1.5	327
	顧問はしていない	24.1	49.0	24.7	2.2	900
	学校に部活動は設定されていない	22.9	48.4	26.4	2.3	1600

## (2) 学校の開閉庁時間

学校の開閉庁時間が「設定されている」教職員について、実際の開庁時間と閉庁時間を質問した。なお、開閉庁時間の集計対象としたサンプルは、開庁時間、閉庁時間の双方に回答した人に限定した。その結果、集計サンプルは511件となった。

### ①学校の開庁時間

学校の開庁時間をみると、「7時～7時29分」が38.4%で最も多く、これに「7時30分～7時59分」が27.4%続いている。合わせると7時台が3分の2を占めている。平均の開庁時間は7時20分である(第5-3表)。

学校種別にみると、小学校と中学校は両者とも7時台が3分の2を占め、平均開庁時間も同じ7時29分である。

一方、高等学校と特別支援学校では「7時～7時29分」が5割強を占めている。このため、小学校、中学校と比べ平均開庁時間は早く、高等学校が7時4分、特別支援学校が7時15分となっている。小学校、中学校と高等学校の開きは25分である。

部活動の顧問別では、顧問をしているかどうかで異なる。運動部及び文化部の顧問では「7時～7時29分」がほぼ半数を占めている。平均の開庁時間も7時に近く、それぞれ7時9分、7時8分となっている。

これに対し、顧問をしていない人や部活動のない学校の人の場合は、平均の開庁時間は7時28分となっている。

第5-3表 開庁時間(勤務先で開閉超時間が設定されている人)

		6時56分	6時57分	7時57分	7時58分	8時57分	8時58分	件数	平均値・時分
2020年計		2.7	10.8	38.4	27.4	15.7	5.1	511	7:20
学校種	小学校	1.9	7.2	24.6	38.2	23.2	4.8	207	7:29
	中学校	...	5.6	30.6	37.5	25.0	1.4	72	7:29
	高等学校	5.0	18.6	52.8	13.7	6.8	3.1	161	7:04
	特別支援学校	3.1	7.7	55.4	16.9	4.6	12.3	65	7:15
部活動の顧問	運動部の顧問	3.1	16.0	48.1	21.6	8.6	2.5	162	7:09
	文化部の顧問	6.7	15.0	50.0	11.7	13.3	3.3	60	7:08
	顧問はしていない	0.9	4.5	34.5	35.5	18.2	6.4	110	7:28
	学校に部活動は設定されていない	2.2	8.4	27.9	33.0	21.2	7.3	179	7:28

## ②学校の閉庁時間

一方、閉庁時間をみると、「19時～19時29分」が25.6%、「19時30分～19時59分」が17.6%、「20時～20時29分」が18.2%で、19時から20時30分までの時間帯が大半を占めている。閉庁時間と比べると、時間帯が幅広く広がっている点の特徴である。平均の閉庁時間は18時56分である（第5-4表）。

学校種別にみても、いずれの学校種でも19時から20時30分までの時間帯が大半を占める点で共通している。特に、高等学校で最も多く、9割近くを占めている。これに対し、小学校では18時台が3分の1と多い点の特徴である。

これを平均閉庁時間で比べると、小学校が18時41分で最も早く、ついで特別支援学校（18時44分）、中学校（18時56分）となっている。最も遅い高等学校の閉庁時間は19時23分で、唯一19時を超えている。小学校と高等学校の開きは42分に達している。

部活動の顧問別では、閉庁時間と同様に、顧問をしているかどうかで異なる。運動部及び文化部顧問の平均閉庁時間は19時を超えて、それぞれ19時13分、19時18分となっている。

これに対し、顧問をしていない人の平均閉庁時間は18時54分で、部活動のない学校の人の場合は18時35分である。

第5-4表 閉庁時間（勤務先で開閉超時間が設定されている人）

		9時5分	9時7分	9時8分	9時9分	9時10分	9時11分	9時12分	件数	平均値・時分	
2020年計		9.4	3.5	13.1	8.8	25.6	17.6	18.2	3.7	511	18:56
学校種	小学校	11.6	6.8	23.2	10.1	22.7	6.3	12.6	6.8	207	18:41
	中学校	9.7	2.8	12.5	9.7	29.2	9.7	23.6	2.8	72	18:56
	高等学校	4.3	0.6	1.2	6.2	20.5	37.9	27.3	1.9	161	19:23
	特別支援学校	12.3	1.5	10.8	10.8	43.1	13.8	7.7	...	65	18:44
部活動の顧問	運動部の顧問	6.8	1.2	3.7	8.6	22.8	28.4	26.5	1.9	162	19:13
	文化部の顧問	6.7	...	3.3	5.0	20.0	36.7	26.7	1.7	60	19:18
	顧問はしていない	9.1	3.6	14.5	12.7	29.1	9.1	14.5	7.3	110	18:54
	学校に部活動は設定されていない	12.8	6.7	24.0	7.8	27.9	6.7	10.1	3.9	179	18:35

### 3. 留守番電話の設置状況

・依然として6割の学校で「設置されていない」留守番電話

保護者からの連絡のための留守番電話の設置状況をみると、「設置されていない」が59.7%で6割近くを占め、「設置されている」(37.2%)は4割弱にとどまっている。依然として6割の学校で留守番電話が「設置されていない」実態となっている(第5-5表)。

学校種別にみると、「設置されている」が最も多い高等学校(48.0%)でも半数に達していない。これについて多いのが特別支援学校(40.7%)である。

一方、小学校、中学校で「設置されている」は4割を下回り、それぞれ36.6%、32.7%にとどまっている。

第5-5表 留守番電話の有無

		設置されている	設置されていない	無回答	件数
2020年計		37.2	59.7	3.1	3990
学校種	小学校	36.6	60.7	2.7	2190
	中学校	32.7	64.3	3.0	1037
	高等学校	48.0	48.4	3.5	537
	特別支援学校	40.7	51.9	7.4	189